

幕末期の流通統制と領国体制

— 羽州村山郡における「郡中議定」 —

安孫子 麟

I ま え が き

1 私は、前稿「幕末における領主財産の危機⁽¹⁾」において、羽州村山郡を素材としつつ、とくにそのうちの山形水野藩を中心に、明治維新直前の段階における領主的支配体制の解体状況を明らかにし、そのなかから維新変革における諸階級の主体的役割の理由づけを見通そうと試みた。さらにそののち、青木美智男氏・守屋嘉美氏とともに行った歴史学研究会大会近世部会の報告⁽²⁾において、地主制を中心に据えて、幕末から明治前期に至る変革の過程で、この地方の産業体制がいかに連続し、またいかに変革(断絶)されているかを、社会的分業展開の視角から考察した。しかし、私のこれら二つの考察では流通構造の分析が充分ではなく、この地方に即してもまだ細かく検討すべきことが残っていると同時に、全国的な国内市場形成の一つの環としての中央市場との関連は、ほとんど触れないままに終わっていた。それらの一部は、旧稿において触れているのであるが、本稿では、その課題を幕末の流通統制策の側面から考察したいとおもう。具体的には、天保の改革による株仲間解散から嘉永の間屋再興に至る時期に焦点を合わせ、全国的な幕府による流通

(1) 安孫子麟「幕末における領主財産の危機 —山形水野藩財政を中心として—」(東北大学「研究年報経済学」23巻4号 1962年)。

(2) 大会報告として印刷されたものは、安孫子麟「幕末・明治前期の産業体制と地主制の役割」(「歴史学研究」279号 1963年)、青木美智男「非領国地域における領主権力の存在形態」(「歴史学研究」281号 1963年)、守屋嘉美「村山地方における商品経済の発展と流通」(「歴史学研究」282号 1963年)。

統制策と、羽州村山郡において特徴的にみられる、いわゆる「郡中議定」の変遷とが、いかなる関連をもつてであろうかを考察し、それによって幕末期における領国体制の変革要因の解明に近づきたい。

2 村山郡において、幕府・諸大名の所領を越えて、郡中の惣代（惣代名主・大庄屋など）による「郡中議定」が行なわれたのは、この郡の個別的状況と深く関わっている。いうまでもなく羽州村山郡は、紅花生産を中核とした農民的商品生産の展開をもって特徴づけられる地域であり、前稿で明らかにしたように幕藩領主支配の解体が著しく進行し、地主制の形成・確立が比較的早く展開した地域である。他方、この地域は、近年とくに重視して指摘されているように、幕領・藩領の著しい所領入組みがみられ、いわば「非領国型」ともいえる知行形態・支配形態をもっていた。こうした点にのみ着目すれば、畿内大坂周辺の棉・菜種作地帯、あるいは関東江戸周辺の平野部と類似した形態を示しているといえよう。しかし、ひとしく農民的商品生産が**発展**し、所領入組みがみられるとはいっても、そこには差違もある。大坂・江戸周辺にあっては、幕藩構造の一つの支柱である中央市場＝三都市場圏に、深く直接に関わりをもっているのに対し、村山郡の場合は、地理的にも隔地間流通といった形態をとらざるを得なかった。こうした村山郡の内部に、農民的商品生産が展開し、その基盤の上に、幕藩体制的流通構造・統制を突き崩すような流通関係が生じたとき、三都市場中心の分業体制から自立するような、地域としての新たなまとまりをもった分業体制への再編が、農民・地主（商人）の側からも、領主の側からも、意図されてきた。この点は、前記歴研大会におけるわれわれの三つの報告に現われている村山郡の流通関係の変化の状態と、たとえば、「国訴」という形態をもって闘われた大坂周辺の流通関係の変革とを対比すれば、両者における「地域としてのまとまり」

(3) 安孫子麟 前掲「領主財産の危機」pp. 101～105, 青木美智男前掲「存在形態」pp. 31～34, 同「羽州村山地方における幕領諸藩領の展開」(「駿台史学」16号, 1965年) pp. 56～83。

のもつ意味の違いが明瞭になるであろう。村山郡において、こうした地域的再編が、幕府の主導の下に領主の側からも行なわれたことは、それ自体として、領主・藩領国体制の著しい解体過程を示すものであり、それは幾多の矛盾を未解決に残したまま、ともかく危機への対応としてとらざるを得ない道であった。

このような、幕府領も含めた領主体制の矛盾は、明治維新の過程における各藩の動向のなかにも反映されている。この地域は、従来明治維新との直接の関連で分析されることが少なく、一般には、村山郡は、奥羽同盟——戊辰戦役の過程で幕府擁護の側に立った東北諸藩として一括されるが（とくに山形水野藩）、しかし、原口清氏によれば、⁽⁴⁾戊辰戦役の過程で、領主体制のもっていた矛盾をもっとも鋭い形で露呈した地域、と指摘されている。

本稿は、これらの維新変革論を直接に扱うものではないが、維新変革過程での諸階級の役割を考慮しつつ、その基礎的前提を分析してゆきたい。

3 最後に、こうした一地域の幕藩体制構造（解体）論を、維新変革論に結びつけるためには、国内市場形成過程における地域の位置づけ、地域間の相互関係、三都中央市場との矛盾的関係、中央市場の変質過程との対応関係、⁽⁵⁾が考察されなければならない。この点は、津田秀夫氏・大野瑞男氏から、われわれの報告に対する批判として出されている。村山郡について、とくに紅花の流通構造については、これらがある程度は解明されている。⁽⁶⁾しかし、それは主に近世中後期についてであって、維新直前の段階での考察はほとんどないといってよい。とくに紅花以外については充分関心にも上っていないの

(4) 原口清「戊辰戦争」塙書房、1961年、p. 250。

(5) 津田秀夫「幕末期における地域類型論について」（「歴史学研究」276号 1963年）p. 33、大野瑞男「近世史部会に出席して」（「歴史学研究月報」43号 1963年）pp. 2～3。

(6) この点は、とくに京都・大坂の紅花問屋制度と村山郡農民・商人の対立過程として分析されている。たとえば、今田信一「最上紅花取引形態に関する生産者並問屋の論争」（谷地町誌編纂資料篇11輯）1954年。最近では守屋嘉美前掲「発展と流通」。私もまた旧稿において考察している。安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる対抗」（「研究年報経済学」32号 1954年）。

が現状であるようにみえる。

本稿もまたそれを充分果たすものではないが、中央市場での流通統制と対比・関連させることが、今後必要となってくる。

Ⅱ 「郡中議定」=流通統制と小農民支配

1 「郡中議定」の成立

課題 「郡中議定」という語は、史料的に現われた言葉ではない。領主の所領を越えて郡中の惣代（各所領ごとの）によって議定された、主として市場・流通統制に関するものを指して使用した用語である。村山郡におけるこの「郡中議定」の重要性については、まず私が指摘して多少の考察をなしたが、⁽¹⁾それは青木美智男氏によって、⁽²⁾とくにその成立期の意義が正面から取組まれて解明されてきた。その場合、青木氏と私とでは、「郡中議定」の意義を評価する場合に、力点のおきかたがやや異っている。それは相対立する見解というよりは、むしろ関心の差異から生じたものともいえよう。私の場合には、紅花生産を基盤として、旧来の特権的な京都一城下町商人らの流通支配を排除しつつ展開した、新たな流通構造とその担い手=農村内の商人に注目しつつ、そのなかでの村落支配者層による、編成替されつつある郡中市場の再把握→夫食米確保（酒造禁止・穀類他出禁止）→小農民分解阻止→共同体維持→領主体制バックアップ（廻米制確保・生産物地代維持）と把えているのに対比して、青木氏にあっては、ひとしく郡中市場の発展を評価して、紅花生産と主穀生産との分業体制形成を前提としつつ、領主所領を越えた市場=分業体制、の領主的把握の意図を基本として、幕府の主導による流通統制→小農民分解阻止（夫食米確保）→村落支配者層のヘゲモニー維持→所領を越えた

(1) 安孫子麟「幕末における地主制形成の前提」（歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収、岩波書店、1956年）pp. 139～142。

(2) 青木美智男「佐倉藩羽州領の成立とその構造」（木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新——下総佐倉藩——』所収、文雅堂銀行研究社、1963年）、pp. 138～154。

新らたな領国化（幕府主導）と把えられている。つまり、この「郡中議定」の主体を、村落支配者層におくか、領主（幕府）におくか、でかなり異っている。しかし、ともに結果的には、新らたな領国支配体制への再編、小農民分解阻止、村落支配者層の体制維持である点では大差はない。この点は、さきに関心の差違と表現したが、それ以上に明確にしておかなければならない重要性を含んでいる。もちろん、領主（幕府）と村落支配者層との連繫は継続しているのであり、この「郡中議定」が両者の合意の上で行なわれていることは明瞭である。この場合、ひとしく領主であっても、各藩＝大名権力の主導性については、青木氏も私もまったく否定している。こうした藩権力の弱体化は、農民的商品経済の発展が、ほかならぬ零細所領入組み地帯において進行したことの直接的な結果であり、青木氏が分析された飛地領（佐倉堀田藩）でも、私がみた在地藩（山形水野藩）でも、事態は同様であるといつてよい。⁽³⁾ もちろん、藩も領国化の意図を試みるが、それは維新に至るまで成功せ

(3) 周知のように、所領錯綜＝「非領国型」地帯の問題については、安岡重明氏の指摘（『日本封建経済政策史論』有斐閣、1959年、pp. 115～145）以来、前記歴史学研究会大会の討論のなかでも検討された。私自身、「こうした所領の錯綜性は、……村山郡においても事情は偶発的なものであるとはいえ、所領錯綜が可能であった大名支配の実態に注目しなければならない。飛地を考慮すれば、この傾向は多かれ少なかれ、大多数の大名に共通するものであろう」（前掲「領主財産の危機」p. 105）と述べ、また譜代藩所領の存在形態に関連して、「広大な幕府統一所領の存在とともに、著しい非領国型知行が成立し得る要因はなにか、またそれを内包する徳川封建制をどう理解するか、が当然問題となる。……そこでは封建領主の本来的在地支配・領国的支配の大原則は、かなり変質していたといわなければならない。この点は、比較的早くから定着していた外様大名の場合にも本質的には妥当することである」（書評「譜代藩政の展開と明治維新」歴史学研究 298号、p. 42）と補足しておいた。私は、所領錯綜性を単に幕領・旗本領・譜代藩領の特殊性とみるだけでなく、一歩進んで近世的＝徳川封建制のもつ特質、解体期封建社会構造として当初より内包していた性格と考えている。こうした近世社会体制として考えれば、幕領・譜代藩領にそれが特徴的に現われることの本質もまた理解し得よう。歴研大会討論での私の発言もそうした意味の問題を指摘したのであって、青木氏が村山郡の実態に即して、私の発言を「偶然性」説として批判されたことは（前掲「幕領諸藩領の展開」pp. 8～9）、やや論点が異なる。村山郡において、幕府領のありかた＝定期的市場を中核に収公した幕藩体制的領国形成、に規定されて所領入組みが発生したという青木氏の指摘には、同意*

ず、幕府主導の再編が中心をなしているのである。

私の旧稿は、村山郡における幕藩体制解体の分析を行なう以前のものであり、また「郡中議定」を正面から扱ったものでもなかったため、現在では不足の点、補足すべき点が生じてきた。以下、青木氏の分析と対比しながら、それらの点を検討してみたい。

天明3年の「郡中議定」=起点 「郡中議定」の最初のもは、天明3年にみられる。しかし、これは天明3年に至って突然成立したものではない。青木氏は、この前提を、宝暦飢饉=封建的小農民没落に対する阻止策と、明和期の幕府による郡内市場の再把握策とに、求めておられる。⁽⁴⁾このうち封建的小農民の没落阻止は、封建領主の本来的な施策であるが、宝暦飢饉の惨状は、天明初年の凶作に対していち早く対策を立てさせることになったのである。また、明和期の郡内市場再把握は、明和2年の紅花仲間廃止にまで至った商品経済の発提を前提とし、この農民余剰部分を直接的な本途収取ではなく、荷役口銭として流通過程で収奪しようとしたものであるが、この際には、「私領上知之村々相交引有ヲ以取立来候ユヘ、当時ハ直段区々ニ相成候ニ付、当成年ノ書面之直段ヲ以一同ニ諸荷役取立……向後ハ村方之取立人ヲ相止メ支配所限役所ニ而相改荷役取立、私領之口留番所江モ手代之印鑑を差遣置、通り切手相渡候様⁽⁵⁾」にしたといわれているとおり、所領錯綜性に由来する荷役徴収の困難さを克服する努力が試みられていたのである。さらに青木氏は、この画一的な荷役口銭徴収に反対する農民の動きを、領主制（幕領代官）がどうみていたかを考察して、商品作物（紅花・青芋・たばこ）の販売によって

*したい。ただし、近世中期ごろまでに生じた所領錯綜性の起因と、中期以降一層はげしく錯綜性がみられるに至った事情とは、やや異なるように思われる。私がとくに意識しているのは、幕藩体制の諸段階のうち主に中期以降であって、そこに至って顕現化する幕藩体制が内包していた矛盾の集中的表現として、所領錯綜性を考えていたのである。この点は、近世的体制の基礎としての検地=石高支配原則のなかに胚胎するものと考えられる。

(4) 青木美智男 前掲「羽州領の成立」pp. 138~144。

(5) 明和3年「荷役口銭令覚」、青木美智男同上論文、p. 139。

貢租皆納を果すという分業体制を、領主側も認めざるを得なかったこと（青苧・たばこの荷役銭免除）、しかし、荷役銭は免除しても通り切手のチェックは行って、郡中市場の統制は維持していることを、明らかにされた⁽⁶⁾。

「郡中議定」成立前の領主側の「一郡領国化」の動きは、以上のようなものであり、さらにこれは、明和8年からの紅花世話所設置の問題となって、紅花の郡内市場を、京都の中央市場に直結しようとするに至るのである。しかし、この紅花世話所設置（明和9年7月）に反対した農民・農村商人の要求は強く、しかも、それは明和2年以前のような、地元問屋商人の主導権の下に一郡がまとまったのではなく、問屋荷主・小商人（農村商人）・干花加工者（上層農民）・生花販売者という関係を明確に区別した、階級（階層）ごとの要求として出されていた。つまり、諸階級が一郡としてまとまるのではなく、「一郡の農民」の要求であり、「一郡の問屋」の意向である、というように郡内での利害対立に基礎をおいた闘いであったのである。のちの寛政・文化期の史料によれば、紅花世話所の議定書の内容を決定するに当っては（議定書は一年ごとに更新）、地元商人よりは農民の要求が強く反映していることを知り得るのである⁽⁷⁾。

天明の「郡中議定」は、以上のような領主側の動きと、農民諸層・商人層

(6) 青木美智男 同上論文, pp. 140~142.

(7) 明和9年の村々反対意見では、「殊ニ百姓之儀ハ其日ニ水花ニ而商人へ売払早速金子手取候時ハ荷物引当前ト申儀ハ小商人之内ニハ勝手ニモ可相成哉百姓勝手之筋ニハ無御座候」（『東村山郡史』巻之三, p. 185）とあって世話所の低利融資の妥協条件を拒否し、商人層との差違を強調している。また、寛政10年の「世話所議定書」では、「金貳百両、御郡中江年々為備米代金出シ可申候、但先達而願ニハ在京之商人無旅籠ニ而賄候筈ニ申立候得共右候而ハ百姓方之益筋ニ響不申由ニ付此度振替候」、また「御郡中より世話所趣法之善悪為御見届忝三人御登被下候（費用世話所負担）」（『北村山郡史』下巻 p. 218）とあるように、農民の立場が強調されている。寛政一文政期には、干花加工が農民の手に移り、この発展を基礎に、紅花世話所の改革を要望し、「世話所株式之儀者引受人兩人え為相任候儀ニハ無御座、郡中と相持ニ仕、右之仕法ニ而百姓不益之筋モ有之候ハ、不限何時願之上仕法替仕候」（同上書 p. 292）と述べており、農民層の成長、農民上層・農村商人による直売買の展開を背景に、低利融資を要求するに至っている（安孫子麟、前掲「流通をめぐる対抗」参照）。

の動向の上に成立するのである。すなわち、明和・安永期以降の商品生産の発展は、旧来の特権的な市場を排除しつつ、酒田湊への直下げ・直売買を生み出しており、他方、これによって分化していった農民諸層の下層に「余業」を行なうもの、農業日雇を行なうものを作り出していた。さらに、紅花・青苧等の生産の発展は、主穀生産地域との分業関係を深化させ始め、平野部での石代金納が増加し、宝暦9年の幕領における石代納仕法の変更となり⁽⁸⁾、郡内の米穀市場は、ますます深く農民層を把えることになったのである。このような、商品経済発展の対極には、飢饉などを直接契機とする没落農民や、商品経済のなかで分化・分解していった貧農層があり、その存在は領主の封建貢租確保を困難にしていた。また、旧村落支配者層は、一方では商品経済の滲透、新らたな商人・上層農の成立により、他方では没落農民層の増大により、自らの存立基盤である村落共同体の弱体化に直面していたのである。

このような前提条件の下に成立した「郡中議定」は、つぎのような形態をとって展開した。

天明元年、相続く不作のなかで夫食米が不足し、とくに「買夫食之者ハ取⁽⁹⁾続兼及飢候」といわれた状態のなかで、幕領の5代官所（長瀬・尾花沢・柴橋・寒河江・漆山）では、年々臨時石代納を6割程度認めてきた方式を変え、「当丑年（天明元年）ハ已来ハ定穀代之外ハ石代金納之義決而不相成旨御料所一統最重ニ仰渡」した。これは幕府が凶作による臨時石代納を止め、廻米量の確保を図ったのであるが、この対策として、同年9月幕領5支配領の惣代による議定が開かれたのである。これはその議定書にも明瞭であるように、貢米をすべて廻米とされては、郡内の米が一層不足し、零細農民（買食之者共）の難渋は歴然としているので、「此度五ヶ分総代寄合相談之上……左之通儀

(8) 安孫子麟 前掲「領主財産の危機」pp. 110~112。なお、史料としては、前掲『東村山郡史』巻之三、p. 125。

(9) 「村山郡御料所五ヶ分議定之事」（前掲『東村山郡史』pp. 235~238）以下、天明元年の史料は、これによる。

定相極申候」と、幕領惣代側の対策として議定を行なったものである。それは、いわば幕府の石代納据置・廻米確保に対応させられた、受身の議定である。この議定の内容はきわめて簡単で、10月1ヶ月間の酒造禁止とその罰則であり、惣代は「銘々御支配所限り村々名主元々請印取置可申候」となっていた。しかし、この所領錯綜地帯で、幕領だけの酒造禁止では効果がないことは明瞭である。これを郡中全体のものとするために、幕領5人の惣代連名での申入書が各私領惣代（大庄屋）のところへ廻っている。青木氏は「幕府代官から郡内私領に施行された」といわれるが、幕府代官の意図はそうであっても、申入れは幕領惣代名主から出ているのである。すなわち

「御料五ヶ分総代中連名ニ而此方私方江被申越候者……御料所五ヶ分総郡中一統当十月一ヶ月新酒濁酒共為相休候様ニ決談相究之趣ニ而、当御領内之儀モ右同様ニ被致度趣被申越、猶又議定書之写上被差越候間、右書之趣ヲ以当役所江相窺候処、当御料内之儀モ当十月一ヶ月ハ、新酒濁酒共ニ酒屋並御百姓小前ニ至迄、御料所ノ申来候議定書之通、一統ニ相休候様ニ被仰付候」（酒井領左沢大庄屋大塚又右衛門の「廻状」）

とあるように、幕領惣代から酒井領惣代へ宛てて同意を求めており、酒井領惣代は、これを酒井藩の役所に伺いを立ててその指図を受けているのである。つまり、幕府・藩の第一の関心は、さきにもみた流通統制一荷役銭收取であり、また廻米確保であって、これが郡中農民の利害と直接に対立するものであった。しかし、領主も望みまた意図したのであろうところの、夫食米確保→酒造禁止は、まさに村落支配者としての第一の関心であったのである。ここでは、まず酒屋＝前期的資本と対立する。酒屋自体は、多くの場合村落支配者でもあるが、村山郡のような紅花・青苧生産と米穀生産との分業化が始っていた地帯では、酒屋の前期資本的性格も変らざるを得ない。それは、小作米などを酒造米とする以外に、より重要なのは、米市場で農民とともに競争関係に立って米を購入せざるを得なくなっていた点である。この地方の一揆が、しばしば酒屋の米買占めに対して打こわしを行なっていることは、

(10) 青木美智男 前掲「羽州領の成示」p. 144。

それを端的に示すといえよう（後述）。こうした酒屋資本の機能を抑え、零細農民の維持をはかることは、領主制の基盤を維持し、村落支配者の地位を維持することであった。たとえ、酒造業を抑えることが、村落支配者自身の経営内部に展開しつつある前期的資本機能を抑え、前期的資本としての新しい支配関係の確立を制約することになったとしても、あえてそれを否定したのである（もっとも、ここでは1ヶ月だけの禁止である）。

このような領主権力にバックアップされた幕領惣代による酒造禁止の議定は、天明2年に至って、領主側からも、惣代名主の側からも強化される。

まずこの年6月幕府（柴橋代官所）は、近年菜種作付が増加しているが、これは「臨時之錢ヲ取り当然之足ニ成懸宜敷事」であるが、「麦雜穀等夫食可相成物ヲ不仕付故、例年夏ニ至夫食及不足、自然ト米直段高直ニ相成」るので、菜種の作付を止め、麦・雜穀類を作付けるように、と布達を出している。⁽¹¹⁾ どうしても菜種を作付けなければならないものは、村役人へ申出て村役人は代官所に伺い、吟味の上許可する、ということになっていた。この場合紅花だけは、「將又紅花ハ旧年ノ作来候儀ニ而格別之事ニ候」として除外されている。このような菜種作付禁令は、享保以降全国的に奨励されていた菜種を禁じたことになり、商品作物を禁じたように見える。しかし、紅花は除外され、扶食のための麦・雜穀生産と紅花生産との分業化を、むしろ認めざるを得ない形となっていたのである。こうした考えは、酒造禁止より一步進んだ小農民保護の新らたな段階といえよう。

一方9月に入ると、幕領農村では、前年の廻米の不足分を石代金納とするよう願い出て却下され、ますます夫食不足が明瞭となったので、「先達而郡中寄合之節皆様御評議之上、酒造休之儀此度四分惣代名主寄合及評議候所、外御分ニ而モ同様候儀ニ付」、10月より冬中酒造を禁止することになった。⁽¹²⁾ ここでは、幕領が主導権をもったと思われるが、前年と異なり「郡中寄合之

(11) 前掲「東村山郡史」卷之三, pp. 239~240。

(12) 同上「東村山郡史」卷之三, pp. 242~244。

節」にまず評議され、「外御分（私領）」にても行なうからとして、幕領の各村へ通達しているのである。これは「柴橋御用達」（柴橋代官領の場合）の名で出されている。『東村山郡史』は、これを「柴橋代官所、令シテ菜種ヲ蒔付又濁酒ヲ醸造スル者ニ科料ヲ課セシム」と書いているが、代官所が令した形をとっていないことは明瞭である。幕領におけるこうした動きは、佐倉領谷柏村名主によって、「山形領・柴橋御料・漆山御預分共酒造停止モ被仰付候村々相触之由也」と把えられている⁽¹³⁾。そのことからみれば、「郡中寄合」の評議も不徹底であり、郡内各領まちまちになったことが推測される。

このような郡中区々の動きは、翌天明3年9月になって、幕領惣代名主より幕領代官所へ働きかけて、郡中統一をはかる動きとなって現われてくる⁽¹⁴⁾。

「当卯御料御私領山里共ニ、郡中一統大凶作ニ付、此度御料所御四分御役所附惣代名主打寄相談之上……惣百姓願之筋申立、御四分御役所附惣代印形書付ヲ以御四分御役所江願書差上候所、御取廻シ被下置、御私領寺社領御役所江モ郡中願之趣御掛合下置候積リニ候間、当年ハ新酒造必至ト差留並米穀雜穀川留之儀、心得違無之様急度御申渡可成候……右之趣ハ御役所々々ノ最寄ニ御私領御役所江御掛合被遊候……」（柴橋代官所附土橋村「差上申御請書之事」）

これによれば、幕領惣代名主の決定を、代官所を通じて私領・寺社領へ徹底させ、さらに各村より各領主へ決定事項の請書を提出させているのである。ここでも幕領の主導性が明瞭であるが、これがどれだけ徹底したものかは、やや疑問である。それはつぎに述べるとして、この請書の内容についてみておこう。問題なのは穀類の川下げ禁止の内容である。この議定では、「米穀並大麦・粟・蕎麦・稗等之儀ハ一切酒田湊江差下シ不申様」と定め、「尤大豆・小豆・小麦等之儀モ夫食之足ニモ相成候ニ付差留置申度候得共、左候而ハ上納金相償可申様無之、無抛此三品ハ他所江売払候積リニ致候」と大豆・小豆・小麦を除外している。すなわち、紅花・青苧等の産出のない村々も、大小豆の販売により収入をはかることを認めているのであって、定石

(13) 山形県郷土研究会編「谷柏村御用留帳」（郷土研究叢書資料編第二輯），p. 127。

(14) 前掲「東村山郡史」卷之三，pp. 248～251。

代金納の拡大傾向に対応した処置といえよう。こうした穀類の川下げ禁止は、酒造禁止より一步進んだ統制であり、これを真に郡中に徹底させるために、11月に、画期的な、後年まで規範となった「郡中議定」が行なわれたのである。つまり、9月の幕領から私領へ伝えられた議定が、徹底しておれば、11月の議定はそれほど必要もなかったであろうと思われる。もちろん、11月の議定では、内容も詳細になっているが、4幕領・1預所・3在地藩領・3飛地藩領・1旗本領の惣代（名主・大庄屋・町年寄）が集った理由には、郡中統一の徹底が大きな意味をもっていたと考えられる。すなわち、「右議定之趣、兼而銘々御役所へモ申上、此度御料御私領ノ拙者共一同会合相談致一決候上ハ、右之趣御料御私領惣村々百姓並借地店借等ニ到迄、不洩様ニ急度申渡請書印形取之、村山郡一統区々ニ不相成様取計ひ可致候」とあるように、郡中惣代の主導による郡内統一の意図が示されているのである。そうして、こうした郡中統一の方向が、幕府の市場・流通把握の方向と一致するものであったことは、上述の経過からも確め得るであろう。

この天明3年の「郡中議定」の意義は、これら惣代自身によって、天保7

(15) 前掲『東村山郡史』巻之三、pp. 252～257。

なお、この天明3年11月の「郡中議定」に関して、青木美智男氏は、この議定が11月15日であり、「それより先、同年11月8日、幕府は領内一般にその趣旨を布達している。……しかも郡中議定の主体は、この幕府代官令を具体化したもので、酒造の禁止などと同時に、口留番所の設置にあったのである」と述べておられる。しかし、私のみた限りで、議定の日を11月15日と決定する史料がなかったことと、青木氏が示された山口村の「御用万留帳」の史料に、「酒造仕入可相止旨先達而廻状を以相触候処、此度村山郡御料私領寺社領共一同弥酒造相止候積り候……」、また、「右之通此度村山郡御料私領寺社領一同申合候条村々得其意小前惣百姓名子水呑ニ至迄不洩様ニ申渡……」とあるところからみて、「郡中議定」の方が先に行なわれ、この決定を受けて代官所が村々へ布達したと考えられる。それは、上の引用文中にあるように「先達而廻状ヲ以相触」れたのが、本文中の9月の幕領中心の議定を指すものであり、9月に各領ごとに領主側から布達を出し請書を取っているのと同じ方法がとられたと考えられるからである。従来 of 動きからみて、幕府代官所が「郡中統一」の意図をもっていたことは、青木氏もいわれるように明確なのであるが、郡中惣代層が幕府代官の命を受けて行ったとするよりは、もう少し惣代層の主体的な動きがあったと評価すべきであり、これがこの地帯での幕藩体制の解体過程のなかでも評価されるべきことと思われる。

年の「郡中議定」の際にも「去ル天明三年凶作之節諸穀類並都而食物ニ相成候品他国他郡出差留候以来……」と確認されているのである。その意味でも、天明3年の議定が、たとえば天明2年の「郡中寄合」などと区別される画期性をもっていることが明瞭であろう。そこに、単に領主側が出した禁令（統制）との差違が、みられるのである。

2 流通統制としての「郡中議定」の展開

夫食米の確保 天明3年の画期的な「郡中議定」は、その後、天明4年に郡内の米流通の統制、天明6年の口留番所の強化、幕令による酒造半減、天明7年の川下げ問屋の特権化要求、寛政元年の夫食米統制（幕府）、寛政2年の日雇賃金統制（「郡中議定」）として、展開し強化されていた。以下、この寛政期（幕府における寛政改革、諸藩々政改革期）までの村山郡の事情を検討しておこう。

天明3年の「郡中議定」の内容は、大別すれば、(1)酒造1年間禁止とその罰則規定。(2)穀類・うどん・菓子類の他国他郡移出の禁止と、除外された大小豆の統制⁽¹⁶⁾。(3)そのための口留番所8ヶ所の設定と維持方法。(4)最上川川下げ荷物の改め方法⁽¹⁷⁾、の4点からなる。まず、その内容のうち、小農民維持一飢饉を目前にした夫食米確保の点から検討しよう。

夫食米確保の問題が、領主にとっても村落支配者にとっても、共通した課題であったことは、前述したとおりである。この議定のなかでも、天明元年以来の酒造禁止と、天明3年9月の穀類他出禁止の2点を受けて、これを一層強化している。この村山郡の酒造禁止は、やがて天明6年、幕府による酒

(16) 「右八ヶ所之越口相通口、大豆小豆之儀者買請取村方之名主元々其越口宛所之切手書付取上、越口番所へ指出改ヲ請相通可申候、尤米穀は勿論粟稗蕎麦大麦小麦麸穀飴おこし温飽素麩菓子之類迄、食物ニ可相成品々一切相通間鋪候」（『東村山郡史』卷之三、pp. 254～255）。

(17) 「諸荷物改番所尾花沢附（幕領）毒沢村へ相建、御料所御四ヶ分村々名主耆人宛船見役人召連致出勤急度相糺シ可申候事……酒田湊江差下候諸荷物之儀は、其川筋附村々名主立合ニ而船々江為積請、耆艘限り積荷之品逸々切手書付相認メ船頭相渡、毒沢村改番所へ指出改ヲ請差下可申候」（同前書、p. 255）。

造半減令となつて全国的な規制となり、幕領・藩領を問わず拡大された。⁽¹⁸⁾ 酒造は、幕令によれば、宝暦4年以降、屈出をもつて酒造勝手次第とされてきたのであるが、宝暦・天明期の相続く凶作の前に、新規開業・休業復活を差止めるとともに、従来の造高を半減させたものである。ここでは、扶食米の量的確保というよりは、「近年米穀下直之年柄無之、当年之儀モ米直段高直ニテ、末々之者共及難儀候趣相聞候間、米穀下直ニ相成」すために行なつたものである。幕府のこうした着目と、村山郡における「連々米不足ニ相成夫食指支候者数多有之、一統飢饉可致儀歴然之儀ニ候」(天明3年「議定書」)という把握との間には、差異がある。村山郡ではまさに量的・絶対的不足が問題となり、そのため、天明4年に他領の村役人立会の上「有米改」を行ない、飯米をもたないものには「通い」を渡して米屋より買わせていたのである。青木氏は、これを「主穀の配給制度」と規定された。⁽¹⁹⁾

こうした差違は、村山郡の農業生産の事情に関わる。この地の米生産力は、東北地方にあってはむしろ高いといえる。しかも、この期には、稲作への購入肥料が多く、庄内・置賜と著しい違いを示している地帯なのである。⁽²⁰⁾ それにもかかわらず、甚だしい米不足が生じていたのは、すでに明らかにされているように、田の畑への転換、商品作物(紅花・青芋・菜種)の普及、その上に立つ石代金納制の展開、買夫食農民の増加、という一連の発展があったからに外ならない。すなわち、分業化の進行である。

村山郡の酒造禁止が穀類他出禁止と結びついた理由は、ここにあった。こ

(18) 同前書, pp. 260~261。

(19) 青木美智男 前掲「羽州領の成立」pp. 146~147。本文の史料はここによる。

(20) 村山郡については、安孫子麟 前掲「地主制形成」pp. 131~134。他郡との比較は、明治初年の資料によれば、「南東北村山郡ノ重ナル肥料ハ、堆積肥・油粕・大豆・人糞ニシテ、……西村山郡ハ概ネ大豆・油粕・糠ヲ用ヒ、購求ノ方法ハ仲買ニ委託シ代金ハ即時之ヲ払フヲ常トシ問屋ヲ経テ購求スルモノナシ。飽海・東西田川郡ハ僅少ナル油粕・乾鱈・鮭粕ヲ購入スルノミニシテ、自製、堆積肥ヲ用ユルヲ常トシ、問屋仲買人ヲ介シテ購求スルモノ稀ナリ。置賜各郡ハ概ネ自製ノ堆積肥ヲ用ヒ、其他人糞・石灰・油粕ヲ近傍市街ヨリ購求スルノミ。」(明治21年『山形県農事調査書』pp. 20~21)、と稲作の状況を説明している。

の両面から、夫食米を確保しようとしたのであって、寛政元年に、幕領がその前年から行なっていた「身元宜百姓共」へ夫食米を預けて保管させていたのを、小前百姓の疑惑を招くからといって廃止し、代って御料の林木を提供して郷蔵を設置するよう奨励したのも、その現われであろう。⁽²¹⁾

ところで、こうした酒造禁止が「郡中一統」に充分徹底されたかといえ
ば、そこには幾多の問題があった。谷地の「大町念仏講帳」によれば、天明⁽²²⁾
6年、酒井領左沢の酒屋は、幕領柴橋代官の支配を受けないとして酒造を行
なったため、幕領寒河江・柴橋両代官は左沢への米移出を禁止し、さらに左
沢山内の大谷村に市を立てて、左沢の商人に圧力を加えたという。この結
果、左沢でも詫びて酒造・酒売りを禁じたのである。これが他領の記録であ
るため、領主間の動きがどうであったか不明であるが、徹底させるためには
困難があったと思われる。また、堀田領谷柏村の「御用留帳」によれば、⁽²³⁾
松平藩では天明4年、米を二本松へ払出したため、郡中各村々は、上ノ山領へ
は一切米を売出さないようにしたいと、柴橋代官所へ願出、これが郡中へ各
領ごとに通達されている。しかしまた逆に、幕領の名主が酒造改めのため、
私領まで立入って調査したため、堀田藩の陣屋附役人が怒り、江戸表まで訴
えようとしたが、幕領役人の詫びがあって、内済になったという一件もあっ
た。⁽²⁴⁾ いずれの場合も、幕領代官乃至名主の積極的な統制を示すものであっ
て、「郡中議定」の遵守には、幕領代官の力を借りなければならなかったこ
とがわかる。「郡中議定」の方向は、幕領における政策と一致していたので
あり、所領の内部にしか目を向け得ない藩領の施策は、無力化していったの
である。

(21) 『東村山郡史』巻之四，pp. 1～3。

(22) 山形県農地部農地課「山形県における百姓一揆資料」1948年，p. 274。

(23) 前掲「谷柏村御用留帳」p. 145。

(24) 「十月ヨリ郡中酒法度ニ付山形上ノ山柏倉へ御料ノ惣代衆酒改ニ相廻候処、柏倉ハ堀田様之御郡代柿内金助殿御立腹ニ而、既ニ江戸御沙汰ニ可相成申処、寒河江御手代元ノ殿御出漸々御証内済ニ罷成候」（『山形県史』資料篇4「鶴城叢書」1960年，p. 588）。

こうした夫食米確保のための諸策は、郡内に幾つかの一揆をひき起している。いわゆる酒騒動の類として知られるものは、天明元年閏5月の寒河江の酒屋打毀し⁽²⁵⁾、天明3年5月畑野村の夫食米要求の打毀し⁽²⁶⁾、天明4年5月山形三日町七日町の米屋打毀し⁽²⁷⁾、同月岩波村の米商人打毀し⁽²⁸⁾、天明6年暮印役・柏倉の酒屋暴動⁽²⁹⁾、天明7年1月白岩・西里の酒屋打毀し⁽³⁰⁾、天明7年3月寒河江郷での夫食金強奪⁽³¹⁾、などがあった。これらの多くは、酒造禁令違反・米価つり上げ・米買占め・米他国出し、が理由となっている。つまり、凶作を契機として夫食米確保が、零細農民の要求として強く現われていた。そこには、分業化に伴なう主穀生産体制の未確立がみられる。それとともに、これらの一揆・暴動が、酒屋・米商人を対象とし、領主への闘争という形をとっていないことが注目される。それは、たとえば白岩の酒屋打毀しのように、天明6年の「郡中議定」にある「酒隠造致モノ有之候ハ、何々村ニ而モ打寄呑尽シ候様ニ御触有之候⁽³²⁾」という点に基づいて行動したとみられ、幕府の政策を楯にとりながら、新らたな支配層となりつつあった前期的資本に対抗したといえよう。これら小前百姓層にあっては、領主もさることながら、眼前の前期的資本の収奪こそ排除すべきものだったのであり、これは86ヶ村が関係した享和元年の村山一揆⁽³³⁾に至って、明確に領主に対する要求として成長するのである。

(25) 前掲「西村山郡史」巻之五, pp. 14~15。

(26) 前掲「百姓一揆資料」pp. 273~274。

(27) 前掲「谷柏村御用留帳」pp. 145~146。

(28) 同前書, pp. 145~146。

(29) 前掲「東村山郡史」p. 261。

(30) 前掲「百姓一揆資料」pp. 273~274。

(31) 前掲「西村山郡史」巻之五, pp. 50~58。

(32) 今田信一「谷地町凶謹志」(谷地町教育会「谷地町郷土研究叢書」第一輯, 1936年), p. 105。

(33) 史料は多いが、一冊の書ですべてを集録したものはない。さしあたり、前掲「百姓一揆資料」, pp. 123~164。これは旧版「山形県史」巻三によっている。なお、「東村山郡史」, 「西村山郡史」により補充できる。この一揆の意義については、安孫子麟前掲「商品流通をめぐる対抗」, pp. 108~109 参照。

ところでこの酒造禁止乃至半減令は、享保2年には、酒造米10分の1を上納させる方法に変わり、さらに文化3年に勝手作を認めるに至った。これがふたたび制限されるのは文政期である。

他方、穀類移出禁令も、同じく夫食米確保として出されたのだが、これは、近世領主支配の本質からする、生産物地代の確保→石代金納の制限・廻米量増大の意図を、側面から実現させるものであった。つぎにこの点をみよう。なお、議定の内容にあった川下げ荷物の統制は、別項でふれることになる。

領主の廻米 天明・寛政期の領主収納米は、江戸・大坂へ廻送される廻米と、地元村山郡で主に入札によって売払われる地払米とにわかれていた。この他に武士たちによって直接飯用とされる分もあったが、幕領・飛地藩領などでは、さして問題とするに当らないだろう。

廻米と地払米とを比較すれば、一般に米価は江戸・大坂の方が遙かに高く、運賃を見込んでも廻米をした方が有利であったと考えられる。しかし、前述したような村山郡の夫食米需給状況からすれば、全部を廻米とすることは領主としてもできなかった。この点は、青木氏が考察された堀田領村木沢村の例にも明らかであって、⁽³⁴⁾ 作の豊凶により、また領主の交替により（堀田領→幕領→堀田領）、変動があるが、寛政期（幕領）で貢米1,100～1,200石に対し廻米600～800石、文化期（堀田領）で貢米1,300石に対し貢米200～500石、文政期には廻米率が高まり、天保飢饉期には廻米はまったく中止されていた。概していえば、幕領では廻米率が高かったのであり、ここでも幕領の力を見得る。この幕府領の廻米の仕法をみると、つぎのとおりであった。⁽³⁵⁾

1. 「御廻米俵入壹俵三斗七升入、込米貳升差加三斗九升ニ而、納之節ハ三斗七升入之名目に御座候、但欠米者壹俵ニ付貳升宛之積リ、是又本俵ニ致相廻シ申候」

(34) 青木美智男 前掲「羽州領の成立」pp. 157～163。

(35) 前掲『東村山郡史』卷之四、寛政3年長瀬代官所領の記録、pp. 23～33。なお、後述するように、本文3項の請負制度は、翌寛政4年に廃止される。また、本文6項の運賃は、同上書 p. 46 による。

(欠米の運賃は農民負担)

2. 「是ハ三月中酒田湊江川下致，尤御廻米高極次第，早春横山村船会所差配人呼出，御廻米石数書付相渡申候」
3. 「最上川通船之儀，去ル子四月方来ル戊三月迄拾ケ年季請負，新庄領横山勘兵衛甚助江被仰付，冥加金壹ケ年ニ金貳百貳兩貳分ツツ上納之積リ御下知……」
4. 「御廻米冬川下有之候節ハ，酒田湊町藏江入置候」
5. 「江戸大坂御廻米共ニ，当国酒田湊江致川下候，苦屋久兵衛，佃屋金右衛門雇出之海船入津次第……送状積石数本欠仕訳積立，日和次第出帆申付候。……舟中上乘之儀ハ，是迄郡代相談之上極置……差立遣申候」
6. 「運賃，御米百石ニ付，金貳拾兩貳分宛」
7. 「川船破船……損失米之分ハ三ツ割ニ致，貳ツハ百姓，壹ツハ船頭弁米申付……（海路船中欠ハ）苦屋・佃屋船中欠請負ニ而年々相廻候」

川岸積みの場所としては，古くは大石田の特権であったが，その後，私領廻米の便から船町・寺津が川積みの場所となった。しかし幕領では，上記のように大石田だけであり，これを入札請負として差配させ上記の冥加金をとっていたものである。しかし，寛政4年，幕府は請負差配を廃し，大石田に川船役所を置き，1艘ごとに冥加金三分・永百文をとり立てることにした。この川船は，多くは雇船であったが，藩としては手船を持って運賃の節減をはかり，川船問屋との間にしばしば対立を生じている。

この廻米の仕法は，多少の差こそあれ，幕領米の仕法が私領の規準ともなり⁽³⁶⁾，また川船調達においても幕領米の優先がみられる⁽³⁷⁾，というように，幕政に主導性があったのである。

ところで，天明初年の「郡中議定」が，こうした領主の廻米確保→石代金納の制限に対応して出されたものであることは前に述べたが，「郡中議定」に参加した惣代の意図にもかかわらず，地払米→夫食米貸付要求や，臨時石代金納⁽³⁸⁾の要求は，各村ごとに出されていた。廻米による地元村山郡での流通

⁽³⁶⁾ 川崎浩良『山形の歴史』下(同全集3)，同刊行会，1964年，p. 263。

⁽³⁷⁾ 青木美智男 前掲「羽州領の成立」pp. 157～158。

⁽³⁸⁾ たとえば，山口村では，「定石代(金納)之外願石代(臨時)之名目ヲ以御廻米之内歩通ニテ金納被仰付来候処」，天保5年に皆廻米を仰付られたが，「皆御廻*

米が減少すれば、敏感に米価が騰貴したことは、たとえば寛政5年の「米相場之儀者、町米早春ハ四拾俵位ニ御座候所、御廻米ニ差掛リ夫ハ段々引上リ、直段三拾弐三俵ニ相成⁽³⁹⁾」という記録からも窺い知ることができる。またこうしたことから生じた米の高値は、三斗高という石代金納の仕法からしても、米の少ない農民には、貢納と夫食の両面からの圧迫になっていた。しかし、臨時石代金納制限—生産物地代確保の領主の政策は堅く、農民の要求は、むしろ地払米増加、または夫食米貸下げに集中していた。各村の年貢皆済日録等にみえる「夫食米年賦返還」の多さは、これを裏書きするし、また前述の享和元年の村山一揆では、米・酒の値段引下げ、金利引下げ、肥料の仲買廃止と並んで、「申年御物成米之分此節御払被仰付候共、又ハ新穀引替へ之積リヲ以拝借被仰付候共仕度」いという、地払または貸下米の要求が出ていた。この一揆が、各所領の農民1万人を集めて、秋元藩の山形城下へ押寄せ、「山形へ之用水路メ切城内呑水絶シ、押詰乱入之躰」をみせた理由は、米の地払米要求は、「秋元但馬守城下山形町重モ之儀ニ付、懸合呉候様申之」と幕領代官が報告しているところからも明かなように、領主に対する闘争となっていたためである。こうした農民の闘いにもかかわらず、要求の通った項目は、

1. 米三斗五升入老俵ニ付、銭老貫弐百文ハ高直ニ売買仕間敷候
2. 酒直段之儀モ米相場引合セ相応之直段ニ売払候
3. 田畑養ニ遣候油粕米糠等中買相止メ、作人江直売ニ可仕候
4. 質物利分金弐拾兩ニ付、月老分ツツハ高利不仕候

であって、夫食貸下げは領主によって拒否されたのである。しかし、傾向的にみれば、この期より廻米量は一般に減少するようである。文政・天保期になると、藩政強化（改革）を進めえた藩では、廻米を重視していったし（前記

*米相成候而ハ眼前村方相続難出来候ニ付、翌未年ハ年々願之上御廻米之内定式ニ臨時石代納被仰付相続罷在候」という状態であって、臨時石代納の要求が通っている（前掲『東村山郡史』続編卷之一、p. 24）。

(39) 今田信一 前掲「凶饉志」p. 108。

(40) 堀田藩, また松平藩の例⁽⁴¹⁾, それをなし得ない秋元・水野藩 (ともに山形城) では, むしろまったく廻米を行なわないことになる。そうして, 廻米を強化するにしても, 地払いを多くしたにしても, 商人資本による吸着はますます強まった。水野藩の幾つかの事例は, その典型であろう⁽⁴²⁾。この後幕末の文久・慶応期には, 地払が, とくに藩領では増大していった⁽⁴³⁾。

村山郡内の米市場は, ますます深く農村に根を下していった。分業体制の進行につれて, 廻米にすべき米を郡中より買集めて上納する村の事例さえみられるのである。つまり, 領主の廻米制を支えた力は, 初期には, 酒造禁止・穀類他出禁止という市場統制の効果があつたかもしれぬが, 密酒造・抜荷売りの多さを考えれば, むしろまったく逆に, 商品作物生産と米・雑穀生産との分業体制の確立過程にこそ, 主要因があつたと考えられる。領主が, 廻米強化によって得ようとしたのは, 単純に現物地代の増大 (その販売過程も含めて) ではなく, むしろ商品経済の展開, 社会的分業から成立した農民余剰の取奪であり, それゆえにこそ, 所領を越えた「郡中議定」を, 領主もまたバックアップせざるを得なかったのであり, そこにまた幕府権力と藩権力の差違が生じたのであるといえよう。

特産物保護と流通統制 以上のような貢米→廻米確保が, 農民の商品生産展開の上に展開し得たことは, すでに指摘したが, この点をもう少し詳しくみておこう。

天明初年の米穀統制が, 一方で菜種の作付禁止を伴いながら, 他方で紅花

(40) 青木美智男 前掲「羽州領の成立」pp. 158~160。

(41) 前掲「東村山郡史」巻之四, pp. 246~250。

(42) 安孫子麟 前掲「領主財産の危機」pp. 153~157。

(43) 「塩綿砂糖瀬戸物太物荒物類始メ……渾テ他邦ニ仰キ之ニ換ルニ米ヲ以テスル旧慣ニ有之候」, 「元山形藩ヲ除ク外, 土浦佐倉館林館大網ノ藩々ハ都而出張陣屋ニ付, 運輸不便ノタメ貢米払下金貨ヲ以テ差送候旧慣ニ付, 或ハ夫食ノ貯無之トモ下民払米ヲ目当ニ上納致シ, 且酒造家等モ年々可然事ト相心得居候」(『山形県史』資料編1, 1960年, pp. 274~277), これは明治3年の記録であるが, 幕末期の状況を充分反映している。

作の奨励や青苧・たばこの荷役免除という形をとって進行したのは、村山郡における菜種作と紅花・青苧作の比重の差違を示すものである。これを禁止した幕領代官も、菜種が「臨時之錢ヲ取り当然之足ニ成ル」ことを認めながらも、そのかなりの部分は、地元自給的な燈油になり、紅花・青苧といった他国移出の特産物との、性格の違いがあったのである。こうした点にみられる「国産奨励」は、近世中期以降どの藩についてもみられるわけであるが、幕府の方針（たとえば享保改革令における）が、いわば原則論的な指示であるのに対し、同じ幕領でもその地の個別性により、実施策は多様な形態となるのである。菜種の場合は、それが農民経済にとって有利なるものであっても、貢米との競合、そしてまた郡中一統の国産利益という観点に立てば、領主としては禁止さざるを得ないのである。しかし、この菜種作付統制は、「郡中議定」のなかには、ついに現われない。前にみた天明2年の幕領惣代寄合の議定にはなく、むしろ代官によって附加されたものを含んで、請書を出しているのである。郡中惣代層としてもこれを含めることには、農民の動きからして困難であったのであろうか、その点は明確にはなし得ない。

しかし、禁令にもかかわらず菜種作はますます増加し、文政12年に至ると麦その他の雑穀作を著しく圧迫し、夫食不足は一層はげしくなったので、郡中惣代17名が協議して（「郡中議定」と思われる）、「以来菜種作相止メ、麦作重ニ可致趣被仰触候様、是又向々様へ奉願上様」にした。これに対して代官側では、菜種作を禁止すれば「不融通ニ相成儀モ、元ハ当分之利」にすぎないからといって、禁令を強化⁽⁴⁴⁾している。これはあくまでも、国産物化し得るものを除いて農民的商品生産の展開を抑えようとした、領主体制維持のための努力であり、この段階では郡中惣代層も参加していったのである。

だが、こうした禁令がもはや実効をもち得なかったことは当然である。天保4年の「郡中議定」は、菜種作のことには一切触れず⁽⁴⁵⁾、続く天保7年の

(44) 今田信一 前掲『河北町の歴史』上巻、pp. 457～458。

(45) 前掲『東村山郡史』巻之四、pp. 241～245。

「郡中議定」は一転して、菜種・燈油の流通統制を意図するに至ったのである。⁽⁴⁶⁾ すなわち、

「燈油之儀追々高価ニ相成、右ハ貴賤日用之品故高直ニ而ハ困窮之者共難洩致シ候ニ付、燈油ハ勿論何品ニテモ油絞取候物ハ他郡出シ御差留被下候様可奉願上候事」

とあるように、事実上菜種作を容認し、その上に立って菜種・荏・油などの郡内市場確保のために、他国・他郡出しを禁止しようとしているのである。これは、ほかならぬ郡中惣代層の前期的資本としての利害からも、そうせざるを得なかったといえる。発展する農民的商品生産を、ただ一方的に禁止するだけでは、これを抑え切れず、むしろそれを是認した上で、それを総体として把握しようとするのである。郡内市場を認めるかわり、これを他国市場から切断し、郡内市場を把握するとともに、他国との市場では、領主との共生関係をもちつつ特権的市場として維持しようとしたものである。

菜種についてみられた以上のような動きは、紅花・青苧については、議定の初期より明らかにみられたことである。紅花・青苧は、いわゆる四木三草に含まれるもので、その作付けも一般的にはかなり奨励されていた。とくに村山郡では、近世初期に青苧が多く、また、たばこも初期にかなりの普及をみたようであるが、元禄期ごろを境に、村山郡平野部では紅花作が、青苧・たばこ作に代ってくる。この結果、傾向的にいえば山間部の青苧、平野部の紅花という状態がみられる。中期以降にも、堀田領のごとく、四木三草および荏を奨励し、栽培にあたっては、宮崎安貞の『農業全書』を参考にせよ、⁽⁴⁷⁾ という注意もみられた。

しかし、村山郡では紅花の栽培奨励は事実上不要であったようで、田を畑にして紅花作を行なうという事態すら生じていたから、この種の勸農政策は強く現われていない。むしろ、こうした紅花・青苧を国産物として、全国市場での優位を確保しようとする動きの方が強くみられる。紅花は、近世中期

(46) 同前書, p. 274.

(47) 同前書, p. 63.

以降産地を拡大し、あるいは伊達藩の大河原周辺・北上川流域の磐井郡が、産地として登場していた（関東・江戸周辺にも普及）。こうした動向に対応して紅花種の移出禁令がしばしば出されてくる。文化12年に幕領代官は、⁽⁴⁸⁾

「当郡紅花種之儀、先年モ取締リ方申渡候得共、近年猥リニ相成リ候故、既ニ去秋、売荷等ニマガラン多分他国へ持運ビ売買致候趣相聞え、右ハ国産第一之品ニテ、御年貢筋ニモ相響キ、追々他国ニテ作付候而ハ当郡衰微之基ニ付、相心得可申事」

と布達している。これによれば、紅花種子の移出禁止は、それ以前から出されていたものである。また、今田信一氏が、谷地の商人の史料によって示されたところでは、⁽⁴⁹⁾文政3年の紅花不作は全国的なもので、このため水戸・古河から商人が入り込んで、地元商人と馴れ合い、紅花種子をおびたたく駄送した、といわれる事態が起きている。これをうけて、文政・天保期の「郡中議定」では、紅花種子の他出禁止が繰返し確認されている。それは、天保2年の議定に明瞭に記されているように、⁽⁵⁰⁾「追々諸国ニ而多分ニ紅花作出し候故、自ラ当郡紅花価下落致し、軽カラザル難儀」であったからである。

このような紅花種子の他出禁止と並んで、他方では紅花（干花）出荷の統制がみられる。もともと紅花生産に対する課税としては、一般に畑高に対する本途物成のほかにはみられない。この点、青苧生産が本途物成のほかに「青苧畑役」を、定納小物成として銭納定額で課せられていたのとはまったく異なる。これは前稿でもみたように、小物成徴収すら困難になっていた、領主と農民との力関係として理解すべきであろう。そのため、紅花生産（→流通）に対する賦課としては、「紅花荷役」があったのである。この荷役金（銭）については、はやく慶長年間から現われ、その金額（1駄当りの）にも⁽⁵¹⁾変遷があるが、その経緯は今田信一氏の諸業績に譲って、ここでは詳述しな

(48) 今田信一 前掲「河北町の歴史」上巻, p. 441。

(49) 同前書, pp. 441~442。

(50) 同前書, p. 442。

(51) 今田信一「最上紅花資料」(日本常民文化研究所彙報第57輯), 1942年。

い。ただ、この荷役金取立は、すべて大石田役所（幕領）で行ない、大石田までは途中の船町・寺津などからも川下げはせず、かならず陸送にする立前であった。前に述べたように、明和期までは、この荷役金は荷主問屋に対して課せられ、農民直売買の分は役金を免除されていたが、それ以降、紅花のみは（青苧・たばこは従来どおり免除）、農民直売りの荷についても賦課されたのである。これは、紅花の利益が大きいためであり、従来よりさらに引上げて課せられている。

このような、大石田一ヶ所だけでの川下げ許可と、そこでの画一的な荷役金徴収は、村山郡中を一領国として把え、その流通を把握しようとした幕府の意図を、明確に示している。さらにまた、各藩領ごとに差違を生じては、所領外への抜荷が多くなるので、いきおい藩領も幕領基準にならうことになった。こうした郡内統制は、必然的に他国抜荷の増加をもたらす。「郡中議定」にも示された、口留番所の設置は、穀類他出禁止のためばかりでなく、こうした国産物荷役金銭の徴収口でもあったのである。紅花についても、幕末には陸送して仙台領に入り、江戸中継ぎで送る荷が増えているので、大石田以外での荷役金徴収が出てきたと思われる。

ところで、「郡中議定」に示された口留番所は、天明一文政期では、8～10ヶ所である。これはいずれも位置からみて、他領への街道の外れにあり、もっぱら他郡移出を取締る配慮であることは明瞭である。郡内には、この外にも口留番所があるが、郡中惣代の意識には上ってこない。つまり、あくまで

52) 天明3年議定では、幕領で、北から関谷・名木沢・大石田・山寺・高野・関根、藩領で、上ノ畑・楢下である。文政8年では、幕領で関谷・名木沢・毒沢・関山・山寺・高野・関根、藩領で上ノ山・川口・楢下、と2ヶ所増加している。これらの口留番所は、それがどの所領のなかにあるかにかかわらず、郡中としてその番人を定めている。たとえば、藩領の楢下口に関しては幕領から番人を出し、関根・山寺・高野・関谷の各口へは、最寄りの村々から出し、関山・上ノ山・川口・名木沢・毒沢の各口は、番所の所在する村の村役人が番に当たるとされており、これらの経費は郡中へ割付けている。この10ヶ所は番人を常置するものであるが10ヶ所のほかでも抜荷造りがあれば、議定どおりの処置をとると制定している。（前掲『東村山郡史』巻之四、pp. 217～218）。

問題は、「郡外」への流通制限であり、「郡内」での荷役取立てその他の統制は、問題にしていなかったのであろう。しかし、農民直売買や農村商人にとってまず制約となるのは、こうした「郡内口留番所」であったはずである。また、それに抵抗する事態もしばしばみられた。こうした事態が、「郡中議定」に反映されないのは、領主・前期的資本が、まだ「郡内抜荷」を、ある程度まで抑制し、総体として把握し得るという意識があったのであろう。後述するが、天保期の議定中断後、再興された萬延期の議定は、この点で著しい相違をみせてくる。天明一天保期間の「郡中議定」が、新らたな「領国化」の意図を示していたことは、この口留番所の問題からも、明らかであろう。天保期の変化はつぎに述べよう。

以上、紅花などが、「国産第一之品」として保護された理由も、このような「新らたな領国化」の下での収奪体制—荷役金徴収につながっていたことを、重視しなければならないのである。

労働力市場の統制 天明一天保期間の「郡中議定」の中心的関心は、以上述べてきた諸点にあり、一見凶作対策・国産保護といった関心のみが強く現われているが、その基盤にあり、かつまた領主側がこれをバックアップした意図は、新らたな領国化であり、具体的には農民的・農村商人的商品流通機構の封建反動的再把握であった。それゆえ、これら「郡中議定」のなかには、そのような農民的商品生産の展開に対処する問題が散見される。そのうち、とくに重要と思われる労働力市場の統制についてふれておこう。村山郡において、紅花生産の展開を中核にして、農民諸層の分化が進み、それは進んで、一方で地主—小作関係の成立となり、他方で農業日雇層の広範な成立という分解を示したことは、渡辺信夫氏や私の分析から明らかである。このような

(53) 安孫子麟 前掲「地主制形成の前提」pp. 128～138。

渡辺信夫「商業的農業における雇傭労働」（歴史学研究会編『封建解体期の雇傭労働』所収、青木書店、1959年）、同「幕末維新时期の日雇の形成とその存在形態」（『文化』23巻2号、1959年）など。

零細貧農層における農業日雇化は、それ自体、商品作物生産と米穀生産との分業化の進展の結果であり、「郡中議定」によって強く意識されてきた問題であったのである。この点は、天保期の史料となるが、議定のなかにも反映せざるを得なくなり、⁽⁵⁴⁾

「当郡之儀ハ山寄田不足里方田余リ之村々打交有之候処、村方ニ寄り其処之扶食余分之米穀有之候而も、困窮之者共他村出ヲ相拒ミ候儀モ御座候ニ付、扶食不足之村方ハ買調方必至と差支、且余分之米穀貯持候者ハ翌年迄モ空敷積立置ふけ痛夥數多分損毛ニ相成候儀も間々有之、相互ニ難渋致候ニ付、以来一村限り或ハ最寄村方限等之米穀留ハ決而不致、都而一郡米穀融通致シ、一統穩ニ相統致様被仰触度段向々様へ奉願上事」(天保7年「議定書」)

と決めざるを得なくなっている。文中に傍点したように、ここでは村内の農民層の分化・分解による要求の差違が意識され、単なる村落支配者から一步進んで、郡中支配層として上昇しつつある郡中惣代の性格を示している。この変化はあとでも述べるが、前期的資本として農民的商品生産に対応しつつ、支配を拡大していた惣代層の性格を示しているものである。

このような、農民的商品生産の成果に対応しつつこれを再編支配していこうという、郡中惣代層の意図は、散見する賃金統制の面に端的に現われている。

「郡中議定」展開期にのみ限定しても、天明3年の議定成立の2年後、天明5年には、幕領において欠落農民に対する人返し令が出されている。⁽⁵⁵⁾ここでは、とくに幕領から藩領へ移った者が対象とされており、幕政と藩政との競合をみせている。幕領におけるこのような人返し令は、藩領においても当然問題となったことであり、一般に労働力移動の制限としてしばしばくり返されたのは周知のとおりである。

ついで、寛政2年には、村山郡の統一をはかろうとした結果として、村落支配者層の意志で、職人・農業日雇の賃金統制、奉公人の休日規定が出され

(54) 前提「東村山郡史」巻之四、pp. 272~273。

(55) 同前書、巻之三、p. 260。

⁽⁵⁶⁾ た。これは「御料所五ヶ分申来候」といわれているように、幕領惣代の主導性の下に行なわれたようであるが、これも現実には、所領錯綜地帯での幕政の主導性を背後にした動きであることは、従来の経緯から明瞭であろう。この統制のなかで、「村山郡一統是迄月々過分之休日有之、都而関東辺其外国々休日ト申儀曾而無之」と他国に較べて多いことを指摘しているが、これは事実とすれば、村山郡での奉公人の力の強さを示すものであろう。この触のなかでは「月々三日限」休日を認めることになっており、従来はもっと多かつたことがわかる。

このような賃金統制は、戸沢領谷地の史料にもしばしば現われてくる。⁽⁵⁷⁾ そうして、職人・日雇の方も、「町在々株立ち候者共の内ニテ、日雇い（賃金）増シ礼を為し或は酒肴等調べ取扱候者有之ば、一統其処へ移り、御定通り心得候処へは、彼是断りに及ぶ」という状態であった。このため、賃金統制も繰返されたのであろうが、天保13年にも、「諸職人日雇農業稼男女雇掛放シ賃」を郡中に領主ごとに布達して貰っているのである。⁽⁵⁸⁾

このような、賃金統制は、雇用者としての上層農の利益を守るもので、日雇層の利害と対立することはもちろん、日雇層の形成→農民層の分解を抑止し、幕藩体制の基盤を維持する封建反動的統制であった。そこに「郡中惣代」層の役割りもあったのであるが、これは一面、農民的商品生産を基礎として展開しようとする惣代自身の性格からも、矛盾する点を含みつつあった。封建的な村落支配者としての支配体制を持続するか、または農民的商品生産に基礎をおく前期的資本としての新らたな支配体制に再編するか、「郡中議定」の推移のなかに、このような郡中惣代層の動揺が、現われていたといえよう。そしてこのことが、天保期の議定中断、萬延期の再興に関連する

(56) 同前書、卷之四、pp. 15~16。

(57) 今田信一 前掲『河北町の歴史』上巻、pp. 766~770。

(58) 「諸職人手間錢並ニ農業働き男女賃、近年余分ニ乞取候趣ニ相聞不埒之至リニ候、向後古来定之通りの賃錢ヲ以テ相働キ候様可致候、若シ猥リニ増錢酒代等ねだり候者有之バ早々訴江可出候」(同上書、p. 767)

課題となるのである。

3 「郡中議定」の中断・再興と農民支配

天保期の「郡中議定」天明3年以来行なわれてきた「郡中議定」は、天保7年の議定をもって一時中断する。この後も、前記のような賃金統制の議定が、天保13年にあり、さらにこの年には酒田湊での荷口銭の問題もあったので、青木美智男氏は13年をもって中断したといわれているが、天明3年の形成・内容を踏まえたものとしては、7年を中断の画期と考えておく。天保13年のものが「郡中議定」でないと主張するのではなく、内容からみて天明3年からの連続性を考慮したためである。この点は、後年の「郡中議定」再興の際に、「天保度飢饉凶歳打続キ遂ニ及休会⁽⁶⁰⁾」と述べていることからすると、天保元、4、6、7年（4年は大凶作。なお、11年並作、12年やや不作、13年豊作、14年並作と比較せよ）の凶作期が、中断期と考えてよいであろう。

さて、天保元年に始まり天保4年を頂点とする凶作・飢饉は、村山郡における三大飢饉の一（宝暦5年、天明3年とともに）に数えられているが、このことは、領主の貢租收取を著しく困難にした。天保元年の凶作の結果、幕領では、「五分米納、このうち六分ハ石代（代金納）ニ相成、四分ハ江戸廻物⁽⁶¹⁾」と、貢租の半減・廻米量は平常の2割に減じている。戸沢領でも、「御廻米之内五分御救石代納願上御聞済ニ相成、余都ハ五分之所御廻米相成」っていた。また、天保4年から5年にかけては、幕末期最大の飢饉であり、幕領での廻米は一切なく、藩領でも記録では「新庄（戸沢）御領斗リ上下谷地より廻米」したといわれ、ほとんどなかったとみてよい。しかし、北辺警護の意味もあって松前領へ送られていた分（幕領から送る）は、やはり現物の米でなければならず、幕領東根附の村々は、酒田で1,000俵の米を買入れて「松前

(59) 青木美智男 前掲「羽州領の成立」p. 150。青木氏はここで中断の主要因を、天保改革における株仲間廃止令に関連するものと考えておられる。

(60) 前掲「東村山郡史」統編、卷之一、p. 56。

(61) 以下、天保飢饉での貢租の関係は、今田信一氏の史料による。今田信一前掲「凶饉志」pp. 123～130。

様へ相渡」している。むしろ、逆に幕領・藩領ともに酒田湊あるいは仙台で米を買入れ、約1万5千俵を郡内に入れている（4年春から夏までの間の分）。また、石代納値段も、天保3年には1両につき7斗2升4合余替であったものを、4年の年貢については、1両につき1石6斗7升4合余替と、大幅に割引いており、農民負担をへらしていた。このほか、領主の貸下米とか、越後・肥後・関東からの米廻送（酒田へ）とかの飢饉対策があったが、これらはもうふれない。

このような凶作期のなかで、天保7年の「郡中議定」が行なわれ、ここで中断するのであるが、その議定は、文政期と比較してもかなり異なっていた。この年の「議定書」は、三つあり、一つは全般的なもの、二つは祭礼・旅人（浮浪者）などの取締り、三つは口留番所経費負担に関するもの、となっている。

全般にわたる議定は、9項からなっており、(1)穀類他出の禁止、(2)他国商人の取締り、(3)郡内米の融通、(4)廻米に紛れる他出の取締り、(5)酒造8割減と酒の移出入禁止、(6)銀山御用酒の取扱い、(7)燈油・油原料の他出禁止、(8)紅花種子の他出禁止、(9)非人・乞食・盗賊の取締り、からなっている。このうち、これ以前と比較して注目すべきものは、⁽⁶²⁾(2)、(3)、(7)、(8)などであって、

(62) この項の要点のみ（全文は長文なので省略する）を、つぎに掲げておく。

2. 「……諸穀類為買入当郡内江立入候商人夥敷有之、自国之不顧難儀ヲ一己之利欲ニ拘リ密々米穀之類売渡候者、且買集手先或ハ取次口入致シ他人之歎キニ不拘自己之利ヲ貪候者共有之ニ付、米穀直段追々引上当時新穀取入候節ニ而直段引下ケ可申所却莫大高直ニ相成、此節及飢候躰之族も有之一統民心不隠ニ付、……他国之者へ諸穀類並都而食物ニ相成候品売渡又ハ買集メ手先取次口入等不致、且他国ノ諸穀類為買入立入候商人共往来一宿ハ格別、郡内江逗留不為致様ニ、向々様ノ被仰触候様可奉願上候事」
3. （本文中に前出）
7. 「燈油之儀追々高価ニ相成、右は貴賤日用之品故高直ニ而は困窮之者共難致候ニ付、燈油は勿論何品ニテも油絞取候物は他郡出し御差留被下候様奉願上候事」
8. 「紅花種之儀前々ノ他郡出し差留候へ共、自然相弛み他郡江洩出候様相聞候間、以来他郡出し敷敷御差留被下置候様可奉願上候事」
『東村山郡史』卷之四、pp. 271～278。

これらと合わせて、郡中で経費を負担し番人を差出す番所の数は、文政8年の10ヶ所から21ヶ所に増え⁽⁶³⁾、この取締り体制も強化されている。文政期10ヶ所のうち天保7年になくなったものは、幕領の名木沢、毒沢、松平領の上ノ山の3ヶ所であるが、幕領の分は最上川舟運の統制と合わせて、取締りはむしろ強化されたために、ここから外れたと思われるし、上ノ山口は、川口・関根・楢下・高野・高湯・狸森など周辺の番所の強化で不用となったものであろう。新設された番所は、仙台領への道筋に多く、行沢・上ノ畑・鶴ノ子・猪ノ沢・観音寺・田麦野・高湯などがそうである。これは、仙台領との商品流通が著しく増加している事態に対処したものであろうし、仙台領の米価が高騰すれば商人が村山郡に多く入り込んできていたためである。また、上杉領置賜への道筋にも増えている。狸森・築沢・左沢一円（一部は庄内への六十里越に通ずる）がそうであった。このように数は増えたが、文政期同様これが郡内のすべての番所でなく、やはり他国・他郡出しの統制のためであるという傾向は、ここでも現われている。したがって、藩領域を対象とした郡内流通を統制する番所は、議定の対象とならないのである。

このような、口留番所の増加（議定の対象となった）は、燈油原料・紅花種子などの厳しい統制と対応している。また、文政期には酒の他領からの移入にはふれていなかったが、天保4年の議定からは、酒の移出入を禁じて統制は強まっている。こうしたなかで、くり返し「畑物之儀ハ、紅花・青苧・煙草、右之品ハ他国他郡出し可致候、其余都而畑作物之分厳敷差留候」と、三品だけが別扱いになっていることを注意しておかなければならない。さきに⁽⁶⁴⁾挙げた文政期との対比で注意すべき諸項目は、統制がますます詳細になり、他領商人への取締りにも及んでいることを示すもので、抑え得えない商品流通の進展がその背景をなしていたのである。天明期の「郡中議定」以前の村々の意向では、すべて他国・他領の商人が入り込んで農村で直売買していく

(63) 同前書, pp. 279~282。

(64) 同前書, pp. 241~242。

ことは、産物の価格を高くし、農民にとって有利になるという判断であったことを考えると、天保期の議定は、それに反し、農民の利害と相対立した性格をますます強めているといえよう。

とくに、前にもふれた(3)の項目の趣旨は、完全に所領域を無視し、藩政のあり方を無視した議定であったとともに、米商人（もはや特権的問屋でなく、地主・農村商人である）の活動基盤を拡げるものであり、郡中惣代層自身の新たな支配基盤ともなったのである。これらの惣代層が、所領錯綜に乗じて各藩政と相対抗しながら、自らの主導権によって郡中の支配体制を確立しようとしつつあったことは、ここにも現われている。しかし、そのことと、旧村落支配者—共同体首長としての農民保護（飢饉対策の統制）とは、矛盾せざるを得ない。一旦、飢饉の危機が回避されれば、前期資本的利益追求の性格は、農民保護的流通統制と矛盾するのである。ここに、議定中断の奥深い理由があると思われる。私が前に、天保期の「郡中議定」は、ほかならぬ郡中惣代層自身の矛盾の表現であると考えたのは、以上の理由からであった。

「郡中議定」の中断と再興 天保7年の「議定」を最後に、流通統制策は一旦「議定」から姿を消しているが、これが直ちに流通自由になったとはいえないかもしれない。酒造などは、天保8年も9年も3分の1だけに制限されていたし、領主の徴収する荷役銭も存在するのであるから、抜荷統制は続いている。しかし、他出禁止という形の統制は、史料的には現われてこない。

郡内市場の深化は、廻米制に反対して起った天保8年の白岩一揆にもみられる。⁽⁶⁵⁾この一揆の直前、同年1月には幕領寒河江・白岩の名主たちが江戸表へ出府して、安石代・廻米減少を訴願している。これが単に白岩山内だけの問題でないことは、地方市場の中心地の一つであり、平野部農村を含む寒河江郷の名主が参加していることからもわかる。しかし、この訴願にもかかわらず、幕府はこれを認めず、かえって滞納の督促に役人を寒河江に派遣したことから、白岩の一揆に至ったのである。この一揆は二度にわたって蜂起した

(65) 前掲『西村山郡史』巻之七、pp. 21～25。

ものであるが、その間に代官所は近村の「米持衆」⁽⁶⁶⁾を集め、安価に売渡すことをはかっている。しかし、それだけでは不足であったし、要求は「米持衆」に対するだけでなく、領主（幕府）に対するものであった。農民は、廻米予定量の七分を置米として地払いに宛てることと、石代納の米価を1俵金1分2朱にすることを要求したのである。

こうした状態にあったときに、天保の改革が実施されたのである。これは問屋廃止、物価値下げを令したものと、上知令に基づく幕領と秋元藩山形領との換地の二つが重要であった。⁽⁶⁷⁾前者は、

「此度拾組運上御免相成問屋諸株仲買等之名目御差止ニ相成候間、在方之儀モ何問屋何株と唱候儀者勿論仲間組合等取極候類も有之候ハ、早々相止何品ニ而も直段申合売出候儀決而致す間敷候」

として、江戸の十組問屋を通さず、自由取引を認める項目、川下げ運賃を取締まる項目、船積河岸自由の項目（船問屋の冥加金廃止）、利子引下げ、にわかれて通達されていた。

このような天保の流通改革が実施されていたなかで、村山郡の流通事情がどのように変化し、展開していったかを、紅花川下げ問題を通じて検討してみよう。いうまでもなく、この時期は、「郡中議定」中断期であって、「郡中議定」的流通統制と川下げ問題に示される市場関係との対比・関連に注意しておきたい。以下の史料は、今田信一氏・長井政太郎氏などが示されたもの⁽⁶⁸⁾によっている。

(66) このとき代官所に呼びだされたのは、金谷原の伝四郎・門四郎・他1名、才覚寺の八之助、谷沢村名主嘉兵衛、小泉村から4～5人、畑中の庄助・次郎兵衛・外2～3人、柴橋村名主七兵衛、吉川村の三九郎・長左衛門、この他に寒河江楯西村の市太郎が惣代として出席している。このうち明治8年の地主名簿にあがるものは、(安孫子)伝四郎(立附米1,474俵)、(安孫子)門四郎(115俵)、(工藤)八之助(1,211俵)、(加藤)嘉兵衛(416俵)、(渡辺)七兵衛(376俵)、(工藤)三九郎(399俵)、(笹島)長左衛門(627俵)などであった。このような地主依存の対策を立てざるを得ないところに、領主権の弱化がみられる。

(67) 前掲『東村山郡史』巻之五、pp. 90～91。

(68) 今田信一前掲『最上紅花史料』pp. 134～143。
長井政太郎『大石田町誌』1940年、pp. 217～221。

紅花の川下げは、従来（前述のように）大石田川船問屋の手によって、川船役所の統制の下に酒田湊へ移出されていたが、天保11年に船町の間屋阿部孫市などが川普請を行ない、酒田の間屋と組んで、三問屋会所を立て、紅花・生糸などの川下げを始めた。これに対し、船町におかれて不振になっていた寺津の船稼ぎ人夫や商人・名主が、船町の川船業者との独占契約廃止、三問屋会所の廃止を要求した。これに対し船町側は、寺津が正式の荷積河岸でないと反論したが、このとき前出の天保改革の布達が出されたのである。この結果、三問屋会所の解散・荷積河岸の自由が認められ、寺津の主張が通ったのである。また、大石田に対しては、船町・寺津とも従来以上の自由を獲得することになり、これは山形城下の問屋筋の利益に結びついていた。これは従来の幕府主導の統制に対して、他領問屋に有利さをもたらしたものであった。

天保の改革の直接の結果は、上のような形で現われたが、具体的な郡内市場についてみると、さらに複雑であった。すなわち、紅花の移出のみは、単に大石田船問屋の特権ということではなく、陸送路街道6ヶ宿の駄賃稼ぎの特権（宿駅維持のための）として、依然として大石田までは陸送であった。船町の間屋は、大石田の船方惣代・山形の商人とはかって、この紅花積下げを願い出て、一旦は不許可となったが、再度の願いで弘化2年に許可された。天保改革での自由市場は、紅花に関する限り、改革の過程では実現されず、改革の失敗後に船町積みが認められたのである。しかしこの許可に対して、逆に6ヶ宿からの反対訴願が出され、弘化4年には船町の紅花積みは禁止される。船町側では、直ちに嘉永元年、2年と紅花積下しを願い出ている。この訴願の結果、いつの年かは不明であるが、「船町ハ紅花丸積ハ不致壱ケ年百四拾五駄ニ定、其余五駄迄ハ勘弁、尤壱駄ニ付銭三百文ツツ宿方ニ差出候」として、わずかに150駄だけの船積が認められたのである。

このような、紅花移出の流通機構をめぐる対立は、画一的な「株仲間解散」が、地方市場まで及んでいなかったことを示すとともに、郡内市場をめ

ぐる対立は、生産者農民の力に押され、また、その上に新らたな支配力を樹立しつつあった商人層の対立になっていた。このような郡内での自由市場の闘いは、問屋・農民層をもまき込んで、さまざまな形で現われていた。そしてまさに、このような対立を含んでいたがゆえに、郡中惣代層も郡内市場の統制をなし得なかったのである。「議定」が、もっぱら他国・他郡出しの禁止にだけ集中していたのは、そのためであった。このような対立を含む以上、「議定」も中断せざるを得なかったのであろう。紅花の郡内流通市場は、郡中惣代層が統制しようとした「領国化」市場とは、明らかに異質であったのである。こうした「郡内市場」をいかに把握するか、それが領主にとってもまた郡中惣代層にとっても、課題となっていたのである。

つぎに、改革で出された物価引下げ策についてみよう。物価引下げは、秋元藩の事例でもきわめて機械的であった。このような城下町の小売り価格ではなく、在方市場の価格については詳細はわからない。在方市場である谷地の史料では、町米1俵の価格は、天保10年に1分と500文、11年1分、12年1分と300文、13年3朱に50文返り、14年3朱、弘化元年1分と50文、2年1分2朱、となっている（いずれも10月）。この13～14年の低米価が、豊凶以外の引下げであるかどうかは、判然としない。

もう一つ、村山郡の流通政策の主導権を握っていた幕領の換地による減少は、郡内でも多少の影響を与えていた。この上知令については、秋元藩自体かなり反対の意向が強かったが、同時に、幕領から秋元領へ移る村々にも強い反対をひき起した。その理由としては、主に貢租に関することがあげられているが、本途物成およびこれに賦課される込米、小物成などは、幕領より私領の方がきびしかったためであろうかと思われる。すなわち、柴橋兩代官

(69) 今田信一 前掲「凶饉誌」pp. 49～50。

(70) 山形商工会議所編「山形経済志料」第二集、1932年、附録 pp. 8～11。この上知令により、天保13年8月、秋元藩は武蔵国川越の飛地領を差出し、村山郡内に23ヶ村（注71）の「郡史」の26ヶ村は誤り）を換給された。なお、秋元藩河内領は上知を中止されたことが、前掲「志料」に記されている。

所附の15ヶ村は、秋元領になれば増税になることを怖れて、幕領の旧慣を引継ぐように要望している。⁽⁷¹⁾幕領と私藩領が明らかに異なっているのは、込米の差違で、幕領の3斗5升到2升の割合が、藩領では一般にこれより高かった。これを幕領並みでつづけるように要求しているのである。これは、その後の史料でみると幕領並みで引継がれたようで、同じ秋元領でも差違ができています。幕領にあって私領にないものは、御蔵米入用と畑石代納の3斗高制とであるといわれているが、これがどうなったかは不明である。この要求の中心をなしていたのは、定免制や石代納制などであって、これは水野藩へ引継がれたときの状況からすると、農民の要求が通っているようである。

この上知令にみられる所領替は、同一藩領の内部に異った租法を持ち込んだことになる。それは、領内農民の不満を増大させるだけで、藩権力を弱めることにつながっている。一見、秋元藩の領地が村山郡に集中して、飛地がへり領国化に近づくようであるが、村々の入り組みは一層甚しくなり、租法の違いまで生じて、実質的には領国解体の方向へ向っていた。たとえば、領内の村々で込米（延米）の量が異なっていたのは、維新时期でみると、⁽⁷²⁾山形水野藩、館林秋元藩、佐倉堀田藩、天童織田藩であり、幕領では差違がなかっ

(71) 秋元藩へ換給される村のうち、柴橋代官所附の村々は、11項からなる歎願書を代官所へ出している。それは各村ごとの従来の貢租仕法を変更しないでほしいというものと、幕領でのみ賦課されたものは以後廃止してほしいというもので、つぎのようであった。これは村により該当項目が異なっている。①従来の率での年季定免制継続、②新規の年季定免要求、③田畑石代納の継続、④田米納畑石代納の継続、⑤「御年貢根元米斗立之儀は、御私領ニ而ハ御料所ノ格別込米相増候儀ニ御座候由」なので、幕領と同じく3斗5升到2升の込米で据置くこと、⑥畑石代納の三斗高金納は藩領にないので、三斗高制を廃止すること、⑦御蔵米入用高100石に付き永250文は、「御私領ニ而ハ御廻米御蔵納無御座候ニ付」廃止すること、などであった（4項目省略）。史料は前掲『東村山郡史』巻之五、pp. 95～98。

(72) 『山形県史』資料篇1、pp. 298～299。水野藩では3斗5升につき2升の村と、1斗につき2升の村があり、秋元藩では3斗5升につき2升と3斗6升につき2升5合、堀田藩では3斗6升につき2升5合と3斗につき8升、織田藩は3斗につき8升と3斗につき7升の村があった。その他、郡内では酒井藩・戸沢藩などそれぞれ異なっており、計8通りの延米比率が存在している。各領内での比率の錯綜は、所領替に際しても旧慣を変更し得なかったためである。なお、安孫子麟前掲「領主財政の危機」pp. 115～118 参照。

たようである。また、口米が領内で異なっていたのは、織田藩で、口永もまた異なっていた。

貢租徴収方法の差違を生じた要因は、流通に対する領国化をも困難にしていたといえよう。この結果、弘化期の水野藩における紅花専売制の実現不能、安政期織田藩が実施した紅花専売制の困難さ、⁽⁷³⁾がみられたのである。とくに、これらが「郡中議定」中断期のことであり、株仲間解散の自由流通期であったことを考えると、その困難さが窺えるのである。こうした過程で、たとえ株仲間を解散し特権を取上げていても、地元問屋商人を中心に農村商人の力も強まっており、領主もこれを基礎とせざるを得ない状態になっていたことは、水野藩の例でもわかるであろう。

こうしたなかで、幕府による全国的な市場再編把握を意図した、嘉永4年の株仲間再興令が出されるのである。この問題はつぎに述べるが、問屋再興令は、村山郡農村には直接には影響を与えていないようでもある。村山郡の問屋商人のなかでは、むしろ反対の空気であったと思われる(後述)。紅花流通を中心に中央の問屋制に反対してきた経緯からみて、郡中の反対は強かったのではないだろうか。それは、いままで江戸打越し自由だった紅花流通を、ふたたび統制してきた安政2年の仕法を、村山郡の紅花問屋は2年おくれ⁽⁷⁴⁾て容認するといった動きにも窺える。

しかし、それはあくまでも対中央問屋との関係であって、郡内市場に関しては自ら異なっている。前期的資本としては、自らの特権的な発展をはかっ

(73) 水野藩については、安孫子麟 同前論文。織田藩については、伊豆田忠悦「紅花問屋再興と羽州織田藩の紅花専売仕法」(『地方史研究』32号)参照のこと。なお、萬延元年の「郡中議定」には、天童織田藩では「少々差支之儀も有之候ニ付」といって、大庄屋を参加させていない。このことと織田藩の紅花専売とは関係があるように思われる。それが大庄屋の判断でなく、藩が差止めているところに、織田藩が郡内で独自の動きを始めていたことがわかる(紅花専売についても同様)。幕府の統制力の弱体化と評価し得るのであろう。なお、慶応期の議定には、織田領大庄屋(萬延期と同一人)も参加している。

(74) 東京大学史料編纂所『諸問屋再興調』四(『大日本近世史料』)東京大学出版会、1962年、pp. 143~150, pp. 256~258。

てこれを統制しようとする。前にみた紅花川下げ問題もそれであった。一方では、農村市場の発展の上に立ち、他方で、領主への連繫を深めつつあったこれらの層は、郡内市場を支配する新たな体制を整えつつあったと思われる。それは、かつての郡中惣代・近世的村落支配者からの一步脱皮であって、この上昇転化の画期として表現されたのが、まさに「郡中議定」休会期であったと考えられる。この「郡中議定」の中断・再興の意味は、「郡内市場」の前期資本的把握の過程に対応させて考えるべきであろう。

以下、萬延の再興された議定をみておこう。

萬延元年10月始め、各村名主は、天保期より休会していた郡中の評議を再興するため、寄合の承諾を領主に求めている。⁽⁷⁵⁾この承諾によって、10月15日24年ぶりに「郡中議定」が決定されたのである。そうしてこの年以降「会合場所之儀ハ毎年十月中御料所御陣屋許ト定置」いて、連年開くことになった。中断前にも、ほぼ毎年ではなかったかと思われるが、取締りの内容は年により異なっていたのである。議定の内容は、12項から成っており、(1)風俗取締り・儉約令、(2)口留番所34ヶ所の統制強化、(3)酒造半減・酒の他出禁止、(4)穀類の他出禁止、(5)川下げ番所の設置、(6)油原料の他出禁止、(7)紅花種子の他出禁止、(8)札商い（空米取引）の禁止、(9)物価引下げ、(10)悪徒取締り、(11)盗賊・乞食取締り、(12)寺社勧化取締り、であった。ここには、天保改革の影響がみられ(1,9など)、また、風俗・治安などが強く現われている。流通統制としては、「口留番所三拾四ヶ所共最寄次第改ヲ請荷出致候処、近年猥リニ相成村役人ノ之通手形モ無之勝手次第口々無役ニ而荷出等も有之」という状態であるので、これを強化することが、まず主張されている。これは紅花種子についても、「近来猥リニ相成候間復古致」といわれているように、口留番所があっても、他国移出はかなり自由に行なわれていたといえよう。ただ、番所通行のための手形発行は規定していても、天保期のように番

(75) 以下、萬延元年の議定の史料は、前掲「東村山郡史」続編卷之一、pp. 54~65による。

所へ番人を出す規定はない。これは番所が「御役永御取立」の場所であるとして、自らは通り手形の統制だけを行ない、番所は領主に任せているようである。ただ、(5)項の川下げについてのみ、毒沢番所へは、幕領・藩領各々1名の立会番人を出し、この経費は郡中へ高割りで賦課しているのである。かつて、大石田・名木沢・毒沢など川下げ口の立会は、幕領名主が受持っていたのに較べて、藩領からも出る点が異なっている。これは幕領が、秋元(→水野)藩への換地や松前藩への換地によって、大きく減少していることにもよるが、幕領の主導性がやや後退しているようにもみえる。こうした村山郡中の変化は、第一に議定の冒頭にあるように、「当郡之儀異国御交易御開港以来諸色直段追々引上ゲ」ということに基づいており、これに株仲間再興といった事情もからんでいたのであろう。とくに開港の影響としては、中国紅の大量輸入があり、これは村山郡の紅花生産に大きな打撃を与えるものだった。その没落ぶりはきわめて急速で、幕末・明治初年の十数年間に、ほとんど全滅に近い変化を示すのである。萬延期には、まだ大きな影響は現われていないが、開港による変化は注目されていたのである。

以上、簡単にみたように、萬延期の「議定」は、流通の再把握への意図は強いが、口留番所の規定からもみられるように、郡内荷物のチェックに力点があり、他国出し禁止の対策としては、天保以前より弱まっているといえよう。そうして、むしろ、札商いの禁止にみられるように、前期的資本としての取引基盤は一層拡がりつつあり、実米市場から米券市場的な動きすらみられてくるのである。村山郡内の動きは、そこまで高まってきているのである。札商い禁令は、弘化3年水野藩でも出しているが、このような投機的市場の成果は、これを禁止することにより特権的商人の手に入ることになるのである。こうして強くなった商人たちは、つぎには、地払米入札を談合で極端な安値にするのであった(慶応2年水野藩の事例)。「郡中議定」は、このような商人的体制を固定化する動きであったのである。

(76) 以下、水野藩の諸事例については、安孫子麟 前掲「領主財産の危機」参照。

この、株仲間再興から、「郡中議定」再興に至る過程を踏まえて、たとえば、文久2年7月、酒井藩左沢領では、産物商仲間40人を定めて鑑札を渡し、仲買人へは仲間より割符を渡しておく、という統制を行なったのである。⁽⁷⁷⁾ただし、この仲間は、「申合而直段相定メ申間敷事」と規定され、札商い・抜荷を禁止され、御役永を貢納することを義務づけられている。そうして、繰返し「正路=売買」し「非道之口銭」を取るなど命じている。このような形で統制されてきた領内の農村商人の仲間は、領主が農民的商品流通から収奪するための方策であった。大坂・江戸周辺でも、株仲間再興によって在方株が設置され、農村商人が把握されてきたのと軌を一にしているのである。しかし、人数を定め、役永をとっている点は、問屋再興令の趣旨とも異なり、藩独自の動きがみられる。ただ、左沢領の事例が、村山郡一般に妥当し得ないものとしても、これが「郡中議定」の再興後であって、株仲間再興令直後でないところに、この左沢領の仲間取立が領主の力だけでないものを感じさせるのである。

このような、商人層の実質的な支配力が高まったためか、「郡中議定」も領主の統制も著しく簡略なものとなっていた。⁽⁷⁸⁾慶応期の議定は、流通統制関係の項目が少なく、風俗・治安の比重が高まっている。慶応3年では大石田川下げ問題だけといってよい。それも番所詰番は代官所の手助けだけのようである。このような、領主的・村落支配者的流通統制の弱体化は、そのまま明治初期の商人・地主中心の市場に変わるのである。

村落支配者層の変質 以上で、「郡中議定」の展開を通して、幕領中心の領国化の意図の下に、村落支配者層が、いかにして新しい商品生産・流通に対処し、それを統制しつつ自らの支配体制の再編を図ってきたかを検討した。そうして議定の変化のなかに、村落支配者層の関心の推移をみ、その基礎に

77) 前掲「西村山郡史」巻之七、pp. 86~88。

78) 慶応期の議定は、2年と3年の分が判明する。前掲「東村山郡史」続編巻之一、pp. 146~151, pp. 161~166。

村落支配者層の変質をおいて考えてきた。このような村落支配者層の変質を規定するものは、農民の側における商品生産の展開であり、そこから生ずる村落共同体の解体傾向、農民層分解（地主—小作分解中心）の進行であった。

「議定」に現われる流通統制は、一面では新らたな商品流通に対処するとともに、他面では小農民維持—村落共同体維持という、相反した側面をもっており、これが、初期の「議定」から天保期へかけての内容の変化として表現されていたのである。これらの村落支配層が、単純に近世的村役人としての性格だけであれば、この「郡中」の内容も、もっと封建反動性が露骨に現われたかも知れない。しかし、その村落支配層自体が、農民的商品生産の展開に対応して変質しており、その村落支配—共同体支配関係もまた変質しているため、「郡中議定」もまた変化し、中断し、再興されるという形態をとったと思われる。

旧村落支配者層、とくに村役人については、近世中期以降かなりの交替がみられるが、これはやがて村役人を選挙によって選出するという方法になっていった。寛政期ごろの堀田領の事例でみれば、このようにして選挙によって選出された名主・組頭などは、「是迄名主役進退共村方ニ而取極」めており、領主には事後的に交替を願出するという形になっていた。このことは、村役人＝共同体支配層と考えれば、村方において決定するのが当然ともいえるが、それが入札＝選挙制になっているところに一步変化があった。そうした選挙は、従来の共同体支配者としての家格による選任を、経済的な実力の点で評価する方法に変えていった結果である。もちろん、その選挙が共同体的

(79) 前掲『東村山郡史』によれば、堀田藩柏倉領に布達された村役人に関する心得は、寛政3年（同書、巻之四、pp. 16～21）、寛政6年（同書、pp. 57～66）、文化12年（同書、pp. 180～181）、天保5年（同書、pp. 250～253）、安政2年（同書、巻之五、pp. 253～255）の分が記録されている。このうち天保5年の布達は、堀田藩（下総佐倉城）の天保の藩政改革の一端として出るもので、村役人の勤務心得といった色彩が強く、他の年度の布達と非常に差違を示している。ここでは村役人と小前との対立・矛盾の面は、あまり注意されていない。本文の史料は、年度を記していないものは、寛政期の布達によっている。

諸関係とまったく無縁に行なわれたとはいえない。いわば、新しい段階での再編されつつある村落共同体の、支配層交替の手段であった。この点、領主の指導すら、「入札致候＝茂小前大勢寄集り入札可致モノニハ無之候。人ニ不及相談＝一分之了簡次第入札可致事＝候」といっておる。この「一分之了簡」で投票せよということは、共同体的諸関係・規制を排除するためではなく、引用文の前段にあるように、小前層が談合をして小前層の主導性が発揮されることを警戒したからにほかならず、むしろ旧来の村落秩序を維持するためのものであった。逆にいえば、村役人が小前層の力で選ばれるという事態があったのであり、名主や惣代が「小前之腰押致」すことが生じていた⁽⁸⁰⁾のである。

このような状態に至ったときに、領主は村役人とくに名主・組頭を、意図的に農民層から切離し、領主の下級役人としての性格を強めていく。すなわち、村役人の進退は、村で決定して願い出る前に、領内惣代・大庄屋・割元などを通じて、領主の内諾をとらせるようにさせ⁽⁸¹⁾、また、村役人が村々契約に加わることを禁じ、小前衆の相談に加わることも禁じている。ここでも、小前層の村政変革の動きを警戒し、これを取締る一段高い立場として村役人を位置づけようとしている。これは、「名主組頭ハ、小前を支配致候もの、百姓代ハ小前惣代ニ相立置候ものニ付百姓代ト唱申候、右ニ付都而百姓代立会候得ハ、小前不残立会候道理ニ候」として、名主・組頭と百姓代の区別を念を押していることにも現われている。この点は、前出の天明7年楯西村での扶食銭強要一揆が、多くの百姓代を含んでいたことなどの対策でもあった。

このような村役人の取扱い・位置づけは、小前層の力に押されて変化しつ

(80) 同前寛政3年の布達に、「乍去入札落候而茂、又は小前大勢相届候人ニ而茂、身元薄ク候カ、又は人柄不宜もの等は、村役人ニは不相成候間、小前之不住中ニ小前存寄ヲ承届候上、……身元人柄等相撰取極可申ニ候。左様無之候而ハ村役人之詮無之候間、小前にもたれ次取斗可申事ニ候」という注意があり、村役人が小前の意向で左右されることを、極端に怖れているのである。

(81) この点のみは、文化12年の布達による。領主による村役人の行政官化の傾向をみるべきである。

つある村落構造に対する、領主支配力の強化策であった。こうした領主の政策の背後には、頻発する農民闘争への配慮があったと思われる。この堀田領の事例がみられる3年前に、村山郡としては画期的な、86ヶ村1万人と称される「村山一揆」が起きている（前出）。この一揆の過程で、蜂起を訴える無名の回状が、小前の要求により村役人の手で通達されていたことや、打毀しの目標となった村々の村役人が、安米供出の要求をのみ、昼食などを提供していたことも、統制強化の要因であったと考えられる。⁽⁸²⁾ 享和の村山一揆に限らず、この地方の一揆が、しばしば商人・地主を対象としていたことが、村落統制の強化を必要とした理由であろう。

このような領主の統制にもかかわらず、村内での紛争は激化するばかりであり、安政期の領主（堀田藩）の布達では、「脇手ヲ廻シ村役人江難題故障等申掛り、或ハ張札等ヲ致シ、退役為致候事有之沙汰モ相聞得、不埒至極之事ニ候」、……「村々役人進退之儀ニ付、兎角近頃故障等出来、御厄介ニ相成候村方有之……」⁽⁸³⁾と記されている。

このような状態にあっては、村落支配者もまた変質（交替を含む）せざるを得ない。幕末期の名主の多くが地主であったことは、むしろ地主が、村役人に上昇したと理解すべきであろう。萬延・慶応期の「郡中議定」に現われる惣代層も、堀米四郎兵衛・那須弥八といった100町歩地主（明治8年）を始め、多くが立附米100俵以上の地主である。村山郡の地主の形成については、私の前諸稿でも触れているから述べないが、これらの地主層が、紅花などの加工業者であり、また商人であったことは、良く知られていることで、養蚕・製糸業などでも、地主を中心とする上層農の共同出荷組合が、明治2年ごろ

(82) この一揆の参加関係村が86ヶ村であったということは、名主・組頭が処罰された村が86ということで、農民が一揆に参加した村の数ではない。参加しても領主側にわからない場合もあったと思われる。この名主・組頭の処罰の理由に、農民取締り不行届のほかに、本文中のような条項が算えあげられているのである（前掲「百姓一揆資料」pp. 142～149）。

(83) 前掲「東村山郡史」巻之五、pp. 253～254。

までに成立し、横浜との直取引を行なうのである⁽⁸⁴⁾（沼山・吉川・海味の諸村）。幕末期の村落支配の形態は、村山郡でみる限り、地主的な支配構造に変質しつつあったといえよう。「郡中議定」的な流通統制が、次第に弱体化していったのは、地主制としての支配体制が強まってきたことの証左でもある。

しかし、地主制としての確立は、他方で小作農民層との対立をも決定的にしていた。小前層と村役人の対立にも、それが反映していたことは、村議定・郷中議定のなかに、「小作不納、是又御年貢辻同様之儀ニ付、其村役人ノ濟し方相頼み候ハ、早速呼寄せ信を以テ取計い、相濟し候様可致事」⁽⁸⁵⁾（天保2年谷地郷9ヶ町村議定）という形で現われていることでもわかれよう。この他、小作検見の規定や地主の取上げ規定などが、史料的にも現われている。

しかし、地主—小作関係は、それがいかに共同体的な基盤の上に立っているとはいえ、本来は行政的な村支配に対比すれば、個別的な階級関係であり、村役人—小前層の関係と同一ではない。そこに、小作層としての動きや、地主階級としての動きが生じてくるのである。史料的には、今田信一氏が示された⁽⁸⁶⁾、文政8年溝延村における小作人33名の契約（地主の取上げに対抗する手段）や、萬延元年谷地郷地主の議定（検見引の統一と地主会合の件）がある。この谷地郷の地主は、翌文久元年、地主団体「泰平溝」を結成する。このときの議定は5項目であって、(1)小作人でも暮し相応の者もあり、手広く耕作し衣食住立派にしているが、これは土地の良否にも関係している。したがって、土地の善悪全体をならして検見することを止め、小作地の実情に応じて検見引をすること、(2)小作人が検見前に刈取ってならし検見を要求した場合は、地主—統会合の上、温和に、甲乙なく検見引を定めること、(3)小作人が集団で検見引きを要求した際、地主が個々に聞き入れては小作人が増長する

(84) 西村山郡の沼山・吉川村の荒木健治・笹島長左衛門（前出注(86)）による出荷組合の成立。西村山郡川土居村役場資料「勸業綴」「羽前社関係資料」による。

(85) 今田信一 前掲「河北町の歴史」上巻、pp. 333~335。

(86) 同前書、pp. 778~790。以下の史料はすべてここによる。

ので、地主も会合の上統一して行なうこと、(4)土地の購入にあたっては、不正や手違いのないよう留意すること、(5)会合の規定、となっている。内容からわかるように、これはもっぱら小作人の要求に対する対策であって、もはや、村役人的支配だけでは把握し得ない新らたな階級関係の反映であった。これは必然的に、近世的な農民支配関係を変質させる。初期「郡中議定」で意識された夫食米確保・小農民維持・分解阻止策とは、質的に異なる。萬延元年、再興後の「郡中議定」が、新らたな対応を示しつつ急速に弱化したのは、それが領主にとっては、なお意味があったとはいえ、「郡中惣代」層のこのような変質からすれば、「議定」=流通統制の重要さが、この層にとっては、失なわれていったためといえよう。「議定」制定に果した「惣代」層の役割は、それだけ大きなものがあったのであり、近世領主（幕府・藩ともに）と「惣代」層との連繫・共生関係は次第にうすれ、これら地主層は、新らたな「明治的権力」と連繫する基盤をもつに至ったのである。

Ⅲ 幕府の流通改革と地方市場

1 問屋再興期の江戸市場と各地との関係

以上、株仲間解散から再興に至る流通政策の変化期に焦点をあてて、村山郡の流通統制をみてきたが、このような各地方の流通構造の変化、あるいは流通政策・統制が、中央市場（三都市場）と、どのような関係に立ったかが、つぎの課題となる。この点は、本稿において分析し得るものではないが、村山郡の流通構造を、全国的な市場関係のなかに位置づける一つの見通しとして、紅花の流通を素材に、問題点を指摘しておきたい。

天保の株仲間解散は、村山郡からの紅花移出市場、とくに中央市場との関係を変化させた。これを、江戸経由京都送りの場合でみると、従来、紅花は江戸十組問屋の小間物問屋丸合組に所属する紅・紅粉商人が扱い、「元方仕入品紅花之儀者、武州・下総・野州・常陸・奥州・出羽紅花荷主引合、旧来

荷物引請来候⁽¹⁾とあるように、ここで一旦改めを受け、口銭を取るか、または荷を買取って、これを樽廻船・菱垣廻船（これは少ない）で京都へ送っていたが、株仲間廃止で「手広中素人直売買仕候者多分ニ有之、猶又京都、大坂紅花渡世之者関東筋元方江直仕入ニ罷下り、勝手儘ニ買取、御当地積問屋江荷物書送り、元方自然ト糶買ニ相成、直段引上り候⁽²⁾」という状態に変化していた。株仲間廃止後も実質的に問屋が機能を発揮していた事例もあるが、紅花扱いの丸合組紅商人に関するかぎりには、江戸打越し自由になっていたといえる。

その後、嘉永4年に諸問屋再興令が出され、仲間の人数制限もなかったため、丸合組紅商人も元組18軒、仮組36軒として復活していったのである。ただし、仲間が再興されることと、江戸打越しが行なわれなくなったこととは、紅花の場合、直結していない。嘉永5年には素人直売買禁止令が補足として出されるが、紅花の江戸打越しは、それ以後も続いていたとみえ、嘉永7（安政元）年7月に至って、武州桶川・加茂宮・浦和・岩槻・与野、水戸、下総古河・結城、奥州仙台、羽州谷地・山形の紅花問屋との間に、打越し禁止の約定が取交わされている⁽³⁾。それは、(1)江戸へ入る紅花は、「御仲間並ニ仮組紅屋衆」以外の素人へは売らないこと、(2)江戸の仲間へ売捌くことが原則で、価格が折合わない場合には上方へ送ること、(3)その場合、江戸仲間の送り状をつけ、御世話料として紅花1個につき銀2匁づつ差出すこと、となっていた。このようにして、領主への冥加、運上金の問題を別とすれば、実質な流通では株仲間制度は復活していったのである。しかしながら、この制度が復活したといっても、江戸打越しの荷は絶えなかった。抜荷として、かなりのものが上方へ送られたであろうことは、安政2年、菱垣・樽両廻船問屋から、江戸町奉行所へ出された書上に、「天保度手広御趣意被仰出、右年

(1) 東京大学史料編纂所編「諸問屋再興調」四（「大日本近世史料」）東京大学出版会、1962年、p. 38。

(2) 同前書、p. 38。

(3) 同前書、pp. 52～56。

限中取締相立兼、諸荷物取締方再興被仰付候而モ、手広之仕癖ニ相流、此度紅花一件引合被召出、……是迄之取扱方不束之段、重々奉恐入候⁽⁴⁾といわれていることをみればわかる。

このような、打越し荷物があつたため、嘉永7（安政元）年7年の約定から半年たった安政2年1月には、抜荷に対する丸合組の訴訟がおきている。

『諸問屋再興調』に記されている、紅花荷物一件は、すべて安政2年と3年に集中しているが、訴訟となったものを挙げると、安政2年1月に武州桶川宿その他との訴訟、2月に京都・伏見の紅花商人と、同月奥州大河原の商人と、4月江戸の呉服問屋・木綿問屋の仮組に属していた商人と、翌3年9月水戸藩の国産会所元締との訴訟があつた。これに関連して、前記の両廻船問屋との問題や、また嘉永7年の議定の徹底化に関連して、下総古河宿・羽州村山郡の商人・羽州織田藩との問題が生じているのである。

このように、つぎつぎと丸合組から出された訴訟に対する相手方の理由をみると、それぞれの地域の実情を反映しており、地方市場としての幾つかの問題を含んでいるので、⁽⁵⁾それを検討しよう。

- (1) 武州桶川宿との問題。これは、「紅花取次商内」をしている桶川宿・大宮宿・上尾宿・南村・久保村・上村などの商人が、「紅花御当地素人売買、並打こし通荷物取締出来候ては差障」として、幕府勘定奉行所へ訴え出したものである。その論拠は、つぎの点であつた。
 - a. われわれは農業の合間に紅花の仲買をして年貢上納・夫食の足しにしているので、紅花売捌きに差支えては困る。
 - b. 江戸の紅花仲間へ売することは、江戸の需要が少ないので多くを望めない。結局、大坂廻しになる。
 - c. 紅花は、仲間廃止前から、京都より買人がきたり、直積をして送った

(4) 同前書, p. 227.

(5) 以下、紅花荷物に関する訴訟関係の史料は、すべて『諸問屋再興調』四による。これは原本では、六および七にあたる。紅花関係は同書の, pp. 33~161, pp. 223~287, にある。

りしたもので、仲間再興によって江戸先買権があるのは不当である。

- d. そのため、嘉永7年の議定にも調印していない。
- e. このため大坂宛の紅花を差押えられたが、これは仲間が買占めるつもりであるので訴えに及んだ。

(2) 京都・伏見の紅花商人との問題。これは丸合組が、上方から紅花の直仕入に下ってきた商人5人に、嘉永7年の議定のことを話したが、この5人が不承知であるといったので、仙台領大河原宿から送ってきたこれら商人の紅花を、樽廻船問屋に積むところで差押え、奉行所に訴えたものである。この京都・伏見の商人が議定に反対した理由は、

- a. 京都の仲間および在京の諸国荷主と相談した結果、紅花は京都で全国の9分どおり取扱うもので、諸国と直取引をしてきたものである。
- b. 株仲間再興の趣旨は、文化期以前にかえすということであるのに、このたびの議定は、江戸仲間の名前を借りなければ自分の荷物も送れないこと、世話料銀6匁とること、すべて新規のことで、文化以前という趣旨に反する。

というものであった。

(3) 仙台大河原宿との問題。これは、前記の京都商人の荷を発送した「紅花差配人」である。彼は、仙台領での差配を仰付られている者で、江戸問屋に無関係に上方へ直登せを行なってきたのである。この丸合組との訴訟については、つぎのように主張する。

- a. 仙台領の紅花を、京都に直送して売捌きを頼んでいることは、株仲間廃止前からの方法であって、今になって差留めるのは旧法にもとる。
- b. 紅花は国産の品で、差留められては、領民全体が困窮する。領民は、領主に「紅花利潤金」を上納しなければならないので、従来のおりにしてほしい。
- c. 差配という立場上、この次第は領主（伊達藩）へも申立てた。

この差配からの申立てによって、伊達藩では、江戸奉行所の趣旨もあ

るだろうが、伊達藩としても領内の紅花出荷については仕法も定めているし、株仲買再興後もその方法でやって、不都合はなかった。このたび、江戸問屋の名でなければ船積できないのでは、諸事取扱いに困る。紅花は売捌時期が問題なので、問屋で手数料をかけては手遅れになる。その上諸雑費もかかり利益が少なくなる。それゆえ、紅花差配人の直積が許されないならば、一旦蔵屋敷へ入れ、そこから京都へ送るようにしたい、と申し入れている。

- (4) 江戸の仲間外の商人との問題。これは、呉服問屋・木綿問屋の仮組に加盟している政兵衛（近江商人の店預人）が、武州浦賀・桶川などから紅花を買集め、京都の紅花仲間に属していない吉兵衛へ送ろうとした事件であって、ともに「素人」=仲間外の売買であるとして、吟味されたものである。

丸合組では、素人売買があっては、問屋再興の趣旨たる物価引下げはできなくなるから取締ってほしいと主張し、仲間による価格決定の重要性を指摘している。これに対して、政兵衛からは直ちに詫びが出て、反論はなかった。この政兵衛の紅花は、江戸仲間が各々入札して買取っているが、その入札価格は不明である。

- (5) 水戸国産会所との問題。この訴訟は、水戸表の平兵衛より送られてきた紅花が、水戸藩国産会所の改めを受けて、直接に樽廻船問屋へ渡されたので、丸合組が引受けようとしたところ、水戸国産会所が荷物を引取ってしまったことから生じたものである。この荷物は、もともと水戸領の「紅花中次商人」が買集めたものを、平兵衛へ質入れしたまま売買され、同領嘉兵衛→下総大谷口村藤七→武州赤山新町喜兵衛と転売されたが、質代金取立のため平兵衛の手で江戸へ出されたものである。その経緯よりみれば、これは「国産品」ではなかったもので、廻船問屋と国産会所との間で、これを国産品に仕立てあげたものであった。

しかし、訴訟の過程で、水戸表の「紅花荷物世話方」から出荷する正規の「国産紅花」まで、丸合組の改めを受けるかどうか、対立点になってき

たのであり、江戸問屋仲間と藩国産会所との対立に変わっていったのである。

以上、5つの事例をみたのであるが、このうち、(1)～(4)は、一括して示談が成立している。もちろん、奉行所の仲裁があったのであるが、奉行所の判断はつぎのようであった。

- (a) 各荷主が、従来、丸合組仲間を通さず直積・直売買をしてきたというのは、商法が乱れ、取締りが不十分であったことを、旧来の仕法と考えた誤解である。
- (b) また、荷元あるいは京都の間屋も、近ごろ紅花商いを始めたものが多く、本来の仕法を知らない。
- (c) これは、紅花にかぎらず、問屋再興後に訴訟があった、呉服・紫根・塩・蚊帳など、すべて打越し禁止となっている。
- (d) 直売買では、江戸と上方との買方の競合があり、江戸では前貸金など出さないが、上方では出すので、紅花荷物は上方へ流れてしまう。そうなっては、江戸は品不足で価格が騰貴する。こうしたことは、すでに他の商品についても現われていることである。
- (e) 現在の仕法では、すべて江戸問屋で引受け、必要分だけ買取り、残りは丸合組仲間の荷物として上方へ廻すことになっているが、これでは江戸で買占められるという反対があるので、米問屋で行なっている仕法を取入れたい。

ということであった。ここで、注意すべきは、江戸奉行所としては当然かもしれないが、上方に対する江戸の保護という観点である。これは、中央市場のなかでも江戸を重視しつつあることを示している。また、物価安定をも配慮し、江戸の商工業保護を強く現わしているのである。ともかくこの結果、安政2年9月には、

「以来紅花荷物積下候ハ、丸合仲間江相断、御当地品潤沢之節者、上方筋送先宛名之通り、送状江裏書致し、無差支相廻し可遣、尤御当地品私底之節者、前以荷元

江申遣候ハ、是又無差支様積下し、兩地平等ニ積送候仕法、夫々掟と取極、口錢之儀ハ……」⁽⁶⁾、「関東国々之分者、尙個ニ付銀尙匁六分宛、奥羽荷物者、銀尙匁三分宛、荷主ノ行事江受取可申」

ということで、一札を取替わし訴訟を取下げたのである。ここではまず江戸需要を満たすことが優先している。その上での兩地平等である。また、諸費用・口錢が、関東と奥羽とで区別されている点も注意しておく必要がある。

ところで、前にあげた水戸国産会所との関係は、上の示談が成立したあとをうけて、安政3年12月にやはり示談となっている。その示談の趣旨は、従来、水戸藩国産会所の荷物は、すべて打越しにするということであったが、国産の品といっても、結局、百姓・商人たちの直売りなのであるから、水戸家といえども特例を認めるわけにはいかない。しかし、国産会所の改めもあることだから、口錢は銀1匁2分として、前年の和解条項を適用する、ということであった。ここでも、藩に対する江戸の優位が示されている。

この水戸藩国産会所の事例と対比し得るものとして、村山郡天童の織田藩の紅花専売制の問題がある⁽⁷⁾。藩側の事情は省略して、丸合組との関係をみると、まず、織田藩が専売荷物の江戸出荷について幕府に伺書を出したのが、安政2年5月であった。これは、前述の4つの訴訟が争われていたときであり、奉行所も、織田藩の事情を調べている。その結果、織田藩の紅花専売制は、価格を平準化し、上方商人による買値段の騰貴を抑えることになり、江戸の間屋へ差障わる点もない、として、丸合組5軒のものが、織田藩紅花の売捌き方を任されることになったものである。織田藩の場合は、地元商人層の中間搾取もなく、比較的安い値段で江戸売払いが可能であったし、また上方送りを考えていないところから、江戸仲間としては（奉行所も）、むしろ歓迎すべきことであっただろう。

(6) 同前書、p. 117。

(7) 伊豆田忠悦 前掲「織田藩の専売仕法」参照。なお、今田信一「最上紅花史放談十話」（寒河江市史編纂叢書9輯）1956年、pp. 83～88。

織田藩が、江戸売払いを主としていたのに対して、その他の村山郡とくに山形城下の問屋などでは、江戸廻り上方送りがあったので、問題は簡単に処理できなかつたようである。嘉永7年の打越し禁令には、谷地の丸屋長吉、山形の市村屋五郎兵衛他4名の者が請書を出しているが、これが徹底されていなかったことは、安政2年の各訴訟からも窺えよう。むしろ、安政2年9月の新仕法に対しても、抵抗があったようで、「外国々者示談行届、議定取極候得共、羽州郡中商人共、是迄示談不行届候⁽⁸⁾」といわれている。そしてこの議定は、「山形（水野）領分紅花商人」だけで、ようやく安政4年に至って請書を出すことになったのである。村山郡他領の紅花商人が、どのような態度をとったかは不明であるが、郡中の統一はできていないのである。村山郡における織田領と山形領の動きは、まったく逆である。このような、郡内不統一が「郡中議定」中断期に現われているのである。

安政2年の議定を認めないという点では、水戸領でもそうであったが、これは国産会所を楯としたものであった。このような、江戸問屋仲間と地方商人との対立は、江戸問屋にとって安政2年の議定を徹底させる必要を感じさせており、のちに下総古河宿の惣代が話し合いの上、議定に調印しているのはその現われであろう。⁽⁹⁾

以上、簡単にみたように、問屋再興・江戸打越し禁止に対しても、各地の対応は一様ではなかった。同時に、この問屋再興が、幕府への冥加運上金を廃止して行なわれている点からみても、江戸市場の重要性から出た統制であること、他国の地方市場を、いかにして江戸市場の基礎に組込むか、ということを狙っていたことがはっきりする。それは、大胆にいえば、幕末期における江戸と大坂との関係の変化、江戸の比重の相対的上昇（大坂より高いというわけではない）ということに裏付けられているように思えるのである。

そのような江戸市場と、各地市場とのつながりのなかに、村山郡の流通事

(8) 前掲「諸問屋再興調」四、pp. 256～257、以下の史料もここによる。

(9) 同前書、pp. 150～161。

情を相対的に位置づけることが可能であろう。

2 地方市場の類型—全国市場での位置づけ

前項でみた、江戸紅花仲間と各地との関係から、江戸市場の地位を窺い知ることができたが、この江戸市場と結びつく各地域は、江戸市場との関係で幾つかに類別することができよう。

まず、産地についてみると、

- (1) 市場として江戸市場から比較的独立した性格を示すもの——羽州村山郡。
- (2) 市場として展開するが、江戸市場にはやく従属し、その周辺市場となるもの——武州桶川他・下総古河、総じて関東。
- (3) 地方市場としての自立性が弱く、はやく江戸市場に従属するもの——奥州仙台領。
- (4) 藩専売制をもち、地方市場の形成が阻害されるもの。
 - a. 江戸市場に対抗的——水戸藩
 - b. 江戸市場に従属的——織田藩

と区分できる。

この差は、それぞれの地域・領国における農民的商品生産の展開度、その上に立つ前期的資本の流通把握の状態、に依存すると考えられる。

羽州村山郡にあっては、他地域より遅れて江戸市場への従属がみられるが、この遅れは、村山郡における享保以降の間屋制度に対する抗争を無視しては考えられない。とくにそれが、郡内商人のみの要求でなく、生産者農民の闘いになっていたことが重要であろう。郡内商人が、しばしば一揆の対象となるという農民的商品経済展開の要求を基礎に、江戸市場に対する相対的独自性が生じていたと考えられる。同時に、この地にあっては、紅花の専売制を許さない。織田藩が専売制をとり得たのは、藩権力の強さの現われではなく、きわめて小藩であったので、有力問屋の数も少なく、藩との妥協が容易に成立し得たためであろう。20ヶ村という藩の領域がそれを可能にしたた

めで、それもまったく江戸市場に従属した形で、むしろ江戸問屋のバックアップによって成立し得たのである。この専売制が領内抜荷を完全に阻止し得たかどうか不明であるが、出荷の面での江戸問屋の優位は明らかであった。

これに対して、武州・下総の場合は、産地としても新興地であり、それゆえ特権的商人よりは農間余業的商人が多く、地理的にも江戸に近く、容易に江戸周辺市場として把握されたものであろう。しかし、地廻り的な市場はきわめて発展しており、水戸領の紅花が現物なしで、質札だけで、水戸—浦賀—下総—赤山と売られていることも、それを物語る。

この点で、仙台領の場合と明瞭に異なる。伊達藩では領内に紅花差配をおき、専売制に近い形をとっており、さらに訴訟に関して、藩自体の要望が出されている点も、藩の主導性による地元市場の存在を思わせる。問題が藩と江戸仲間—奉行所—幕府との対抗という形になったとき、織田藩を筆頭に、水戸、仙台ともに、簡単に江戸市場への従属がみられるのである。この点は、藩政改革の内容とも関連して、専売仕法と中央市場との関係に、やはり差違が生じてきていると思われる。紅花にみる限りでは、水戸藩が口銭をとられながらも、上方送りを基調にしているのに対して、織田藩では、すべて江戸払いになっている。上方との取引は、専売引請の江戸問屋にまかされている。このような江戸直結—市場の狭さは、幕府の体制にとっても、また江戸問屋にとっても有利なことであった。

課題は、このような各地市場と中央市場との関係が、全国としてみれば、どのような分業体制として完結しているか、である。もちろん、紅花のみの分析では果し得ない課題であるが、そのためにも、地方市場のありかた、地域ごとの差違が、もっと対比されなければならないであろう。村山郡の流通統制をみたのも、その意図であった。

そして、そのことが、株仲間廃止→再興という過程を、幕藩体制全体からどのようにみるか、という課題につながるであろう。たとえば、この問題に

ついで津田秀夫氏と岡本良一氏の相対立する見解⁽¹⁰⁾の解決は、そこから得られるものと思われるのである。

〔附記〕 本稿は、当初、Ⅲの部分にもっとスペースをあて、詳細にする予定であったが、途中で打切らざるを得なくなった。そのため、やや不釣合な構成となり、またⅢの部分の位置づけが不明確になったことをお詫びする。

なお、本稿校正中に、青木美智男氏が、「山形市史編集資料」の一冊として、現存する「郡中議定」の全部を集録・解説されたときいた。本稿ではそれが参照できなかったが、併せてみていただきたい。

(10) 代表的なものとして、津田秀夫「封建経済政策の展開と市場構造」御茶の水書房、1961年、pp. 320～359。岡本良一「天保改革」（『岩波講座 日本歴史』近世5）、岩波書店、1964年、pp. 219～242。

なお、本稿の範囲でも株仲間再興の意義について考え得る点があったことは、本文中でも述べておいた。

少なくとも紅花に関する限り、株仲間の再興は、廃止前の状態より統制を強めたのであって、これは単なる封建反動とのみはいえない。ここに大坂対江戸の比重の変化をみたわけで、仲間廃止→再興は、いわば幕府にとって構造的改革が行なわれた過程であるといえよう。もちろん、再興のことは当初より意図されたことではない。諸品窮乏、価格騰貴という現実のなかで、江戸経済の弱体化が幕府体制にとって軽視できない状態となっていたのであり、再興が江戸町奉行遠山景元の建議をもって始った点にもそれは窺えよう。新規株を立てて、これを統制下に組入れたという事実の評価も、中央市場と各地市場との対比で見れば、もっと明確になるとと思われる。これは中央市場周辺だけの問題ではないのである。